

総括表 (その1)

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		農林水産省・財務省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
独立行政法人農林漁業信用基金	政策金融型	農業信用保険業務	－	－	－	－	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ 〈事務・事業の縮小〉 ○ 林業寄託業務の見直し 【林業信用保証業務】 ・ 信用基金の業務の縮小を図る観点から、20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を縮減（38億円→20億円） ・ 後年度負担・政府保証を抑制する観点から、20年度から寄託原資調達の新たな方式を導入（民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行）	
		林業信用保証業務	－	－	－	－	〈収支の改善〉 ○ 保証料率・保険料率の引上げ 【農業信用保険業務】 ・ 20年度から保険料率の見直しを実施する方向で取組中 【林業信用保証業務】 ・ 19年10月から前倒しで保証料率の見直しを実施予定 （平均保証料率：約3割増） 【漁業信用保険業務】 ・ 20年度から保険料率の見直しを実施する方向で取組中	
		漁業信用保険業務	－	－	－	－	○ モラルハザード防止策の実施 【農業信用保険業務】 ・ 19年度から前倒しで、負債整理資金に部分保証（100%→70%まで）を導入済み 【林業信用保証業務】 ・ 20年度から部分保証対象を拡大予定（100%保証の対象をより政策性の高いものに限定） 【漁業信用保険業務】 ・ 20年度から経営安定資金に部分保証（100%→80%）を導入予定	

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名	農林水産省・財務省
-------	-----------

法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等の適用	他法人等への移管・一体的実施	その他	
		農業災害補償関係業務	—	—	—	—	○ 民業補完の徹底 〔農業・漁業災害補償関係業務〕 ・共済団体等に対する貸付について、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、全銀協等の会議の場において、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、共済団体の全国会議等の場において、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うなど、周知徹底を励行	平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえながら、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合し、効率的実施を行うことについての検討を行う。
		漁業災害補償関係業務	—	—	—	—		
		共通事項	—	—	—	—	○ 契約事務のより一層の適正化を図るため、契約審査委員会を設置 ○ ガバナンスの充実等を図るため、コンプライアンス委員会を設置 ○ 給与水準の抑制を図るため、国の地域手当に相当する特別都市手当を国と比べ抑制するなどの措置を実施	

独立行政法人の整理合理化案

総括表(その2-1)

法人名		独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省		
沿革	昭和27.9 (認) 農業共済基金 ————— (平成12.4 解散・承継) —————→ 昭和62.10 (認) 農林漁業信用基金 —————→ 平成15.10 (独) 農林漁業信用基金 昭和41.8 (認) 農業信用保険協会 —————→ 昭和38.10 (特) 林業信用基金 —————→ 昭和27.12 中小漁業融資保証保険特別会計 ————— (昭和52.1 廃止・承継) —————→ 昭和49.10 (認) 中央漁業信用基金 —————→ 昭和39.12 (特) 漁業共済基金 ————— (昭和57.10 解散・承継) —————→					
	役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数			職員数（実員）
			法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	
			7人	7人	—人	117人
	国からの財政支出額の推移（17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）
		一般会計	1,046 (農業信用保険業務) 1,071 (林業信用保証業務) 603 (漁業信用保険業務)	1,044 (農業信用保険業務) 1,058 (林業信用保証業務) 555 (漁業信用保険業務)	100 (農業信用保険業務) 648 (林業信用保証業務) 429 (漁業信用保険業務)	770 (農業信用保険業務) 1,397 (林業信用保証業務) 429 (漁業信用保険業務)
特別会計		3 (農業災害補償関係業務)	3 (農業災害補償関係業務)	-	-	
計		2,723	2,661	1,176	2,596	
うち運営費交付金		—	—	—	—	
うち施設整備費等補助金		—	—	—	—	
うちその他の補助金等		2,723	2,661	1,176	2,596	
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）		
	54,464 (農業信用保険業務) 18,956 (林業信用保証業務) 27,689 (漁業信用保険業務) 92,462 (農業災害補償関係業務) 31,015 (漁業災害補償関係業務)	43,317 (農業信用保険業務) 17,815 (林業信用保証業務) 29,082 (漁業信用保険業務) 92,445 (農業災害補償関係業務) 31,054 (漁業災害補償関係業務)	55,239 (農業信用保険業務) 18,394 (林業信用保証業務) 29,627 (漁業信用保険業務) 92,452 (農業災害補償関係業務) 31,034 (漁業災害補償関係業務)			
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）	平成17年度		平成18年度			
	8,771		8,680			
	発生要因	保証・保険料、貸付金利息及び運用収入により発生。				
	見直し案	—				

運営費交付金債務残高(17・18年度) (単位:百万円)	平成17年度		平成18年度	
	16		16	
行政サービス実施コストの推移(17～20年度) (単位:百万円)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度(要求)
	4,301	5,610	4,763	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額(単位:百万円)	見直しに伴う行政サービス実施コストの改善見込額は次のとおりである。(平成20～24年度) ・部分保証の導入・拡充による収支改善:1,465百万円(農業(導入)1,313百万円、漁業(導入)96百万円、林業(拡充)56百万円) ・求償権の回収の促進による収支改善:843百万円(農業153百万円、林業590百万円、漁業100百万円) ・保証・保険料率の見直しによる収支改善:550百万円+α(林業550百万円、農業α百万円、漁業α百万円) ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減:70百万円(20年度期首から1割の人員削減を実施した場合) (注)見直し効果は、一定の前提をおいた試算であり、次期中期計画策定の際は変更があり得る。			
中期目標の達成状況(業務運営の効率化に関する事項等)(平成18年度実績)	本法人は、農林漁業者の信用力を補完し、農林漁業経営に必要な資金の融通を円滑にして農林漁業の健全な発展に資することを目的とし、信用基金協会が行う債務の保証についての保険、林業者等の融資機関からの借入れに係る債務の保証等を行うとともに、農業・漁業災害補償制度の一環として、共済団体等に対して共済金等の支払に必要な資金の貸付けを行うものである。この目的を達成するため、以下の中期目標を設定しており、これまでのところ目標を上回る達成状況となっている。 <業務運営の効率化に関する事項> ○事業費の削減・効率化 1 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)について、平成14年度比で5%以上削減するという目標に対し、平成18年度は40.5%の削減。 2 長期資金の借入に当たって一般競争入札を導入し、調達コストを縮減。 3 求償権の回収促進のため債権回収業者(サービサー)を活用。 ○業務運営体制の効率化 1 4部門(農業・林業・漁業・農業災害補償)に分かれていた事務所を統合(16年12月)。 2 公用車2台のうち1台を廃止するとともに、運転手を1名削減。 3 管理部門(総務部、経理部)において、事務の一層の合理化を図ることにより、人員を1名削減。これにより、独立行政法人移行後の管理部門について、5名の人員を削減。 ○経費支出の抑制 一般管理費について、平成14年度比で13%以上抑制するという目標に対し、人員削減等による人件費の削減、事務所統合による事務所借料の節減、電算システムの自主運用による委託費の節減等により、平成18年度は29.7%の削減。 <国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項> ○事務処理の効率化 業務内容に応じて標準処理期間を設け、その期間内に案件の8割以上を処理するという目標に対し、平成18年度は、目標設定した全ての業務について目標を上回る率を達成。 ○適切な保険料率・保証料率等の設定 事故率等保険料率・保証料率の算定要素の動向について分析・点検を行い、農業信用保険業務、漁業信用保険業務及び林業信用保証業務について、それぞれ保険料率・保証料率の改定に向けた検討を実施。			

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		支部・事業所等はない。
		所在地	—
		職員数	—
	支部・事業所等で行う事務・事業名		—
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	—
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	—

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し
＜事務・事業関係＞

該当類型		政策金融型		
事務・事業名		農業信用保険業務	林業信用保証業務	漁業信用保険業務
事務・事業の概要		〔農業保険業務〕 農業者が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、農業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び農業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 〔低利預託原資貸付業務〕 農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務	〔債務保証業務〕 林業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際の債務保証を行う業務 〔低利預託原資貸付業務〕 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、合理化計画等の達成に必要な短期運転資金等について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務 〔林業寄託業務〕 森林施業規模を集約化した造林の促進等を図るため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対して融資される長期かつ無利子の資金（森林整備活性化資金）の原資を農林公庫に無利子で供給する業務	〔漁業保険業務〕 中小漁業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び漁業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 〔低利預託原資貸付業務〕 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 （対19年度当初予算増減額）	770,455千円(670,455千円)	1,396,550千円(748,872千円)	428,736千円(0千円)
	支出予算額 （対19年度当初予算増減額）			
事務・事業に係る定員（19年度）		50人	36人	24人
	民間主体による実施状況 （同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等）	〔農業保険業務〕〔低利預託原資貸付業務〕 同種の事業を行う民間事業者はない。	〔債務保証業務〕〔低利預託原資貸付業務〕 〔林業寄託業務〕 同種の事業を行う民間事業者はない。	〔漁業保険業務〕〔低利預託原資貸付業務〕 同種の事業を行う民間事業者はない。
		〔農業保険業務〕 我が国の食料自給率（カロリーベース）は39%（H18）と、20年前（S61）の51%と比べて12ポイント低下しており、穀物自給率（H14:28%）は世界173カ国・地域のうち第124位であり、人口1億人以上の国で最低である。さらに、耕作放棄地が39万ha（H17）と、15年前（H2）の22万haと比べておおむね倍増するなど、我が国の食料安全保障の観点からも危機的状況にあることから、当省としても戦後農政の大転換を図り、農業の基盤強化を強力に進めているところである。また、政府全体としても、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、5年程度を目処に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すこと等について検討を進め、19年秋までに農地改革案をとりまとめることを掲げているところである。 一般的に、農業は、他の業種と比較して、自然条件によるリスクが大きいこと、生産サイクルが長く収益機会が少ない、担保が農地等で特殊であるといった特性から信	〔債務保証業務〕 我が国の木材自給率は、昭和44年に50%を切り、平成11年には20%を下回った。その後、我が国の森林資源が戦後造成した人工林を中心に利用可能な状況になりつつあること等から、平成17年には7年ぶりに20%台を回復したものの、依然として低位にとどまっている。また、我が国は、京都議定書における温室効果ガスの6%削減約束の3分の2近く（3.8%）を森林吸収量で確保する必要があり、京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）の開始が目前に迫る中、地球温暖化防止のためにも間伐等の森林整備を一層推進すべき状況にある。この点では、本年5月に内閣府が行った「森林と生活に関する世論調査」においても、森林に期待する役割として「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」との回答が第1位となっている。 林業・木材産業については、国内の森林資源を利用し供給する産業として健全に発展させることが地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の持続的な発揮につ	〔漁業保険業務〕 我が国の漁業生産量は、（H17）572万トンとピーク時（S59:1,282万トン）の45%に低下し、魚介類の自給率（重量ベース）は53%（H12～14年）を底に57%（H17）と回復しつつあるが、依然として低位の状況にある。さらに、我が国周辺水域の水産資源の半数以上は低位水準にあり、漁業就業者の減少（経営体:16.3万（H7）→12.5万（H17）、就業者:30.1万人（同）→22.2万人）、高齢化の進行（65歳以上の割合:23%（H7）→36%（H17）等）により生産構造が脆弱化するなど、かつてない情勢の変化が進み、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面している。このため、政府は水産基本法に示された基本理念の実現に向け、このような情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定供給を図るとともに、力強い水産業と豊かで活力のある漁村の確立のため新たな「水産基本計画」（平成19年3月20日閣議決定）を策定し水産政策の改革を早急に進めることとしている。 一般的に、漁業は、他の業種と比較して、自然条件に

廃止すると生じる問題の内容、
程度、国民生活への影響

用力が乏しいため、農業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、農業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。

このような中、信用基金が中核を担う農業保証保険制度は、農業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に農業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、農業者の信用力を補完することで農業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。

その規模については、農協等の金融機関から農業経営のために融資された資金の残高全体約2兆3,616億円のうち、実に約1兆3,340億円（約6割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。

このように、農業信用保証保険制度を運営するために信用基金が行っている業務は、公共上の見地から確実に実施される必要があり、廃止すべきではない。

また、信用基金の行う農業保険業務を廃止し、民間に完全に委ねた場合には、民間企業が収益性を重視する結果、保険料等の引上げにより農業者の負担が増加するとともに、リスクの少ない高収益事業を営む農業者に保証が集中し、農業者への資金の円滑な融通という政策目的が果たされないことが予想され、ひいては農業生産額の低下、食料自給率の低下等国民生活に多大な悪影響が生じるおそれがある。

【低利預託原資貸付業務】

農業は、食料の安定供給の確保等、国の政策上も極めて重要な役割を果たしているが、我が国農業経営をめぐる状況としては、農業は、農産物価格の低迷や燃油価格の高騰等収益性の観点から厳しい状況にある。

これに加え、WTO交渉の内容によっては、今後、さらに厳しい状況に立たされることになるが、国内農業は、農家人口が減少（基幹的農業従事者：平成2年293万人→平成17年224万人）、高齢化が進行（65歳以上の農業従事者割合：平成2年26.8%→平成17年57.4%）、耕作放棄地が増加（耕作放棄地面積：平成2年22万ha→平成17年39万ha）していることから、意欲と能力のある担い手を育成・確保し、農業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっているところである。

このような状況のもと、当該業務により実現している低利の運転資金（農業経営改善促進資金）が農業の担い手の育成・確保という政策に果たしている役割を踏まえると、当該業務は廃止するべきではない。

また、本業務を廃止した場合には、農業経営改善促進資金は、貸付要件、期間・利率の設定等が民間金融機関に委ねられる一般資金となってしまう。さらに、担い手への融資が十分に実施されないことが予想され、ひいては、農業生産額の低下、食料自給率の低下等国民生活に多大な悪影響が生じるおそれがある。

ながることとなるが、森林は成長に超長期を要する、自然災害の影響を受けやすいといった特質を有し、また、近年の材価の低迷もあり、林業・木材産業の経営基盤は脆弱で信用力も弱い状況にある。

このような中、信用基金の林業信用保証制度は、林業・木材産業独自の信用保証制度として、民間金融機関において担保の対象としていない山林についても適正に評価を行うなど、長年に渡って蓄積された専門的なノウハウを有しており、林業者等が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に林業者等の債務保証を通じて信用力を補完することで、林業者等に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。

このように、林業信用保証制度を運営するために信用基金が行っている業務は、公共上の見地から確実に実施される必要があり、廃止すべきではない。

また、信用基金の行う債務保証業務を廃止し、民間に完全に委ねた場合には、林業者等は一般的に経営基盤が脆弱で信用力も弱いことから、信用保証が行われないうちにおそれがあるほか、行われたとしても保証料の引上げにより林業者等の負担が大幅に増加するなど、資金の円滑な融通という政策目的が果たされないことが予想され、ひいては林業・木材産業一体となった構造改革の着実な推進や森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に悪影響を与えることとなる。

【低利預託原資貸付業務】

林業・木材産業は、木材需要の伸び悩みや材価の低迷から依然厳しい状況にあり、その経営基盤が脆弱である中、本業務は、林業者等に対する短期の運転資金等の融通に当たって、林業者等に金融上のメリット措置を与えることで木材の生産・流通の合理化等を図っている。

その効果については、林業者等の金利負担を2.8%から1.4%～1.5%まで軽減しており（平成17年度：信用基金の保証付に係る貸出金利での比較）、林業者等にとって大きなメリット措置となっている。また、その規模については約502億円（18年度）の融資実績を有しており、本業務が低利の短期運転資金等（木材産業等高度化推進資金）の融通を通じ木材の生産・流通の合理化等という政策目的の達成に果たしている役割を踏まえると、本業務は廃止するべきではない。

また、本業務は、民間金融機関に対して低利の原資供給を行う都道府県に低利での貸付を行うものであり、これを廃止し、民間に完全に委ねた場合には、民間金融機関により林業者等への低利運転資金等の融資が十分になされているとは言えない現状を踏まえると、必要な融資が十分に実施されないことが予想され、ひいては林業・木材産業一体となった構造改革の着実な推進や森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に悪影響を与えることとなる。

よるリスクが大きい、生産性が低い、担保が漁船等で特殊であるといった特性から信用力が乏しいため、漁業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、漁業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。

このような中、信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、漁業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に漁業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、漁業者の信用力を補完することで漁業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。

その規模については、漁協等の金融機関から漁業経営のために融資された資金の残高全体約1兆580億円のうち、約2,064億円（約2割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。

このように、漁業信用保証保険制度を運営するために信用基金が行っている業務は、公共上の見地から確実に実施される必要があり、廃止すべきではない。

信用基金の行う漁業保険業務を廃止し、民間に完全に委ねた場合には、民間企業が収益性を重視することとなり、この結果、保険料率等の引き上げにより漁業者の負担が増加するとともに、リスクの少ない高収益事業を営む漁業者に保証が集中し、漁業者への資金の円滑な融通という政策目的が果たされないことが想定され、ひいては漁業生産額の低下、食料自給率の低下等国民生活に多大な悪影響が生じるおそれがある。

【低利預託原資貸付業務】

漁業は、食料の安定供給の確保等、国の政策上も極めて重要な役割を果たしているが、我が国漁業経営をめぐる状況としては、漁業は、国際規制の強化や漁獲物の価格の低迷等収益性の観点から厳しい状況にある。

これに加え、燃油価格の高騰は漁業経営を直撃しており、今後、さらに厳しい状況に立たされることになるが、国内漁業は、漁業就業者が減少（経営体：16.3万（H7）→12.5万（H17）、就業者：30.1万人（同）→22.2万人）、高齢化が進行（65歳以上の割合：23%→36%）、漁船の高船齢化の進行により生産構造が脆弱化していることから、漁業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっているところであり、本年3月に閣議決定した水産基本計画において、将来にわたって国民への水産物の安定供給を確保するため、効率的かつ安定的な漁業経営体によって、漁業生産の大宗が担われる生産構造について、その展望を示し、平成29年度において、効率的かつ安定的な経営体による生産金額を漁船漁業では7割程度、沿岸漁業全体では8割程度まで引き上げ安定的な生産構造の確立を図っていく目標となっている。

このような状況のもと、当該業務により実現している低利の運転資金（漁業経営改善促進資金）が効率的かつ安定的な経営体の育成という政策に果たしている役割を踏まえると、当該業務は廃止するべきではない。

また、本業務を廃止し、民間に完全に委ねた場合には、収益性を重視することとなり、この結果、原資の貸付利率の引上げ等により、漁業経営改善促進資金（低利の運転資金）は、貸付要件、期間・利率

			【林業寄託業務】 現在、国産材価格の低迷等による林業経営の採算性の悪化により、資金繰りが厳しい状況の中、林業者の金利負担の軽減を図り、その経営意欲を増大させ、森林施業規模を集約化した造林等を促進するため、造林資金等に長期かつ無利子の資金（森林整備活性化資金）を併せて貸し付けることで金利を低減させる仕組みを設けている。本業務は、その無利子資金の貸付原資を農林公庫に供給する役割を果たしている。 この仕組みにより、造林資金で通常の利率である2.0%から0.35%まで軽減（平成19年8月20日現在、森林整備活性化資金の割合が2分の1の場合）させる本業務は、林業者の金利負担の軽減という観点から極めて重要な役割を有していることから、廃止すべきではない。 こうした中で、本業務を廃止し、民間に完全に委ねた場合には、収益性を重視することとなり、この結果、無利子の貸付原資の供給は行われず、森林施業規模を集約化した造林等を行おうとする林業者の利子負担が大きく増加することにより、その経営意欲が削がれ、効率的な森林整備が行われなくなるなど森林の有する多面的な機能の持続的な発揮に悪影響を与えることとなる。	等が民間金融機関に委ねられる一般資金となってしまう、認定を受けた漁業者への融資が十分に実施されないことが想定され、ひいては漁業生産額の低下、食料自給率の低下等国民生活に悪影響が生じるおそれがある。
		【農業保険業務】 主要業務 農業保険業務は、農業信用基金協会が行う債務保証について保険を行うことにより、農業経営の改善等に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金等は791億円（18年度末）であり、信用基金の引き受けた保険価額の残高は3兆7,938億円（18年度末）に上る。 ・独立行政法人農林漁業信用基金法 （信用基金の目的） 第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。	【債務保証業務】 主要業務 債務保証業務は、林業者等が民間金融機関から必要な資金を借り入れる際に、信用基金が債務保証を行うことにより信用力を補完することで、林業者等が必要とする資金の円滑な融通を図ることを目的とする信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は100億円（18年度末）であり、信用基金の引き受けた保証の残高は413億円（18年度末）に上る。 ・独立行政法人農林漁業信用基金法 （信用基金の目的） 第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。	【漁業保険業務】 主要業務 漁業保険業務は、漁業信用基金協会が行う債務保証について保険を行うことにより、漁業経営の改善等に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は584億円（18年度末）であり、信用基金の引き受けた保険価額の残高は1,868億円（18年度末）に上る。 ・独立行政法人農林漁業信用基金法 （信用基金の目的） 第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。

(業務の範囲) 第12条 信用基金は、第3条第1項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 一 農業信用保証保険法第3章第1節の規定による保証保険を行うこと。 二 農業信用保証保険法第3章第2節の規定による融資保険を行うこと。 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第2条第3項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第8条第1項第2号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 【低利預託原資貸付業務】 主要業務 低利預託原資貸付業務は、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は125億円(18年度末)であり、民間金融機関から認定農業者への貸付実績は137億円(18年度末)に上る。	(業務の範囲) 第12条 信用基金は、第3条第1項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 五 次条及び林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第十七条の規定による債務の保証を行うこと。 第13条 信用基金は、次に掲げる資金で政令で定めるものを、当該出資者である林業者等(第1号に掲げる資金については、その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。)が融資機関から借り入れること(当該政令で定める資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。)により当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うことができる。 一 出資者である林業者等(その者が森林組合等である場合には、その直接の構成員となっている林業者等を含む。)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資すると認められるもの 二 出資者である森林組合等がその直接の構成員となっている林業者等に対しその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金 三 出資者である森林組合等がその直接又は間接の構成員となっている林業者等にその林業の経営に必要な資材を供給するために必要とする資金 【低利預託原資貸付業務】 主要業務 低利預託原資貸付業務は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、合理化計画等の達成に必要な短期運転資金等について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は171億円(18年度末)であり、民間金融機関から林業者等への貸付残高は約502億円(18年度ピーク時)に上る 【林業寄託業務】 主要業務 林業寄託業務は、森林施業規模を集約化した造林の促進等を図るため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対して融資される長期かつ無利子の資金の原資を農林公庫に無利子で供給することにより、育成すべき林業経営の経営基盤の強化を図るために必要な資金の融通を図る信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は222億円(18年度末)、利子補給金は0.8億円(平成18年度予算額)であり、農林公庫から林業者への貸付残高は320億円(18年度速報値)に上る。	(業務の範囲) 第12条 信用基金は、第3条第1項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 六 中小漁業融資保証法第3章第1節の規定による保証保険を行うこと。 七 中小漁業融資保証法第3章第2節の規定による融資保険を行うこと。 八 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第2条第3項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第4条第2号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 【低利預託原資貸付業務】 主要業務 低利預託原資貸付業務は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する信用基金の主要な業務である。 また、本業務に充てるために拠出された出資金は60億円(18年度末)であり、民間金融機関から認定を受けた漁業者への貸付実績は51億円(18年度末)に上る。
---	--	---

		・独立行政法人農林漁業信用基金法 (信用基金の目的) 第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。 (業務の範囲) 第12条 信用基金は、第3条第1項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第8条第1項第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (目的) 第1条 この法律は、林業をめぐる諸情勢の著しい変化に対処して、当分の間、育成すべき林業経営の経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化を図るために必要な資金の融通等に関する措置を講ずることにより、林業並びに木材の製造業及び卸売業の健全な発展に資することを目的とする。 (独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等) 第6条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第12条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 第3条第1項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第2項第3号の措置（造林についての措置であつて森林施業の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は林業経営の維持についての措置であつて森林法第11条第4項の認定に係る森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。）を実施するのに必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。 二 第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な資金（林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。）又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた者（関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。）が当該認定に係る同条第3項第2号の措置を実施するのに必要な資金を調達する場合にこれを円滑にするために必要な資金の供給の事業を政令で定めるところにより行う都道府県に対し、政令で定めるところにより、当該事業に必要な資金を貸し付けること。 2 信用基金は、前項第1号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。 一 信用基金は、公庫に対し、前項第1号の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。	・独立行政法人農林漁業信用基金法 (信用基金の目的) 第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。以下同じ。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。 (業務の範囲) 第12条 信用基金は、第3条第1項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。 九 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第4条第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
	事業開始からの継続年数	【農業保険業務】 41年（昭和41年から実施） 【低利預託原資貸付業務】 13年（平成6年から実施）	【債務保証業務】 43年（昭和38年から実施） 【低利預託原資貸付業務】 28年（昭和54年から実施） 【林業寄託業務】 13年（平成6年から実施）	【漁業保険業務】 54年（昭和28年から実施） 【低利預託原資貸付業務】 12年（平成7年から実施）

これまでの見直し内容

(1)
事務・事業
のゼロベース
での見直し

【農業保険業務】

信用基金が中核を担う農業保証保険制度については、その時々々の農政の課題に応じて、保険対象資金の範囲の見直し等を随時行ってきた。例えば、6年度の担い手の育成のためのスーパーL資金やスーパーS資金、7年度のウルフアイラウンド関連対策である農家負担軽減支援資金、14年度のBSEなど緊急事態への対応のためのBSE対策資金など農業者の必要とする資金が的確に供給されるよう対応している。このほか、17年度の財政改革（三位一体改革）による国の補助金等の整理合理化等に伴い、保険対象資金である農業近代化資金については、都道府県が事業実施することとされるなどの資金の見直しに適切に対応してきた。

【行革推進法に基づく18年度の見直しの概要】

〈見直し内容〉

・モラルハザード防止策の実施



(対応状況)

【農業保険業務】

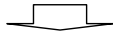
赤字の主な原因となっている負債整理資金（負担軽減支援資金、畜特資金）について、19年4月から前倒しで、部分保証を導入

・従来100%保証 → 70%までの範囲で保証

・導入する2資金：農業資金の赤字の約8割

〈見直し内容〉

保険・保証引受時等の審査の厳格化、求償権等の回収促進



(対応状況)

【農業保険業務】

① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施

・負債整理資金の引受時：1億円 → 5千万円

・保険金支払時：

「代位弁済実行前」→「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更

② 求償権の回収の促進（サービサー活用の導入）

〈見直し内容〉

保証料率・保険料率の引上げ

【債務保証業務】

昭和54年に新たな資金制度（木材産業等高度化推進資金）が創設され、この制度資金への債務保証を行うこととなったが、政策的重要度の高い推進資金が円滑に融通されるよう、一般資金よりも保証料率を抑制するなどの対応を行っている。

また、平成15年には、川上から川下を通じた林業・木材産業の一体的な構造改革を図るため、林業・木材産業改善資金助成法が改正され、林業・木材産業改善資金の債務保証を行うこととなり、これについても保証料率を抑制する対応を行っている。

【行革推進法に基づく18年度の見直しの概要】

〈見直し内容〉

同左



(対応状況)

【債務保証業務】

① 新規・増額保証の対象を正常先又は要注意先に限定（※）

・代位弁済：

25.5億円/年 → 19.9億円/年（22%減）

（独法化前（H11～14））（独法化後（H15～18））

※15年度から実施

② 求償権の回収の促進

・求償権回収額：

4.1億円/年 → 4.6億円/年（12%増）

（独法化前（H11～14））（独法化後（H15～18））

・サービサー導入による求償権回収額：2.9億円（H15～18）

③ 都道府県に配置する相談員との情報交換の充実等による審査の厳格化、優良事業体への直接訪問等による優良保証の確保、法的回収手段の活用等による求償権回収の向上に取組中

〈見直し内容〉

同左



【漁業保険業務】

信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、制度発足以来、その時々々の水産政策の課題に応じて、保険対象資金の範囲の見直し等を随時行ってきた。例えば、資本装備の高度化・経営の近代化のための漁業近代化資金、漁業経営の再建を図るための漁業経営維持安定資金、水産基本法の理念である効率的・安定的な漁業経営の育成のための漁業経営改善促進資金など漁業者の必要とする資金が的確に供給されるよう対応している。このほか、17年度の財政改革（三位一体改革）による国の補助金等の整理合理化等に伴い、保険対象資金である漁業近代化資金については、都道府県が事業実施することとされるなどの資金の見直しに適切に対応してきた。

【行革推進法に基づく18年度の見直しの概要】

〈見直し内容〉

同左



(対応状況)

【漁業保険業務】

① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施

・借替緊急融資資金の引受時の対象金額を2分の1に引き下げ（例：1億円→5千万円）

・保険金支払時：

「代位弁済実行前」→「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更

② 求償権の回収の促進

・19年11月から前倒しで、上期の求償権回収実績が一定割合（※）に満たない協会を対象として、個別協議を実施

※ 直近3年間の全国平均値（上期の回収実績を年間回収見込額で除した値）

16年度～18年度実績：約4割

〈見直し内容〉

同左

〈対応状況〉
〔債務保証業務〕
19年10月から前倒しで、保証料の見直しを実施予定
・平均保証料率0.82% → 1.06% (3割増)
昨年の見直し時の引上げ幅: 2割増を想定 → 3割増に拡大
(従来の見直し時の引上げ幅の最大: 2割増)

【低利預託原資貸付業務】
農業経営改善促進資金については、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に対する制度資金として実施してきており、必要書類の簡素化、預託金利の引下げ、借入手続の迅速化等を見直しを随時行ってきた。

【低利預託原資貸付業務】
本資金制度は、信用基金からの貸付金と都道府県の資金をもとにして金融機関が協調融資をする仕組みであり、仕組みに係る変更はないが、政策ニーズに対応して資金メニューの見直しを随時実施してきており、平成5年には、木材価格の低迷等により森林所有者の生産活動が一層停滞してきたことから、これを促進するため、本資金の貸付対象者に森林所有者を追加するとともに、木材の生産・流通部門の構造改革を進めるため、業者間の連携による素材生産等に必要な資金を創設した。また、平成15年には、効率的・安定的な林業経営を加速させる必要があったことから、林業者等が林業経営の規模拡大、生産方式の合理化等を促進するために必要な資金を創設した。

【低利預託原資貸付業務】
漁業経営改善促進資金については、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対する制度資金として実施してきており、必要書類の簡素化、預託金利の引下げ等を見直しを随時行ってきた。

〔行革推進法に基づく18年度見直しの概要〕

〈見直し内容〉
低利預託原資貸付について、資金需要を精査し、将来にわたって活用される見込みのない資金は国庫納付するものとし、その納付方法等は関係機関等と十分協議の上、対応



〔行革推進法に基づく18年度の見直しの概要〕

〈見直し内容〉
同左



〔行革推進法に基づき18年度の見直しの概要〕

〈見直し内容〉
同左

〈対応状況〉
〔低利預託原資貸付業務〕
(手続きの簡素化等)
・19年8月から前倒しで資金使途の確認方法の簡素化等

〈対応状況〉
〔低利預託原資貸付業務〕
(手続きの簡素化等)
・18年度末から前倒しで、資金メニューを廃止
9 → 6メニュー (H18末1、19末2メニュー廃止)

【林業寄託業務】
平成13年度に、新たな森林・林業基本法の施策の方向に即して、
① 単層林を複層林に転換するのに必要な資金
② 長伐期施業等へ移行する際に既往の造林資金を償還するのに必要な資金
が貸付対象として追加された。

〔行革推進法に基づく18年度の見直しの概要〕

〈見直し内容〉
農林漁業信用基金の業務の縮小を図る観点から、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能かなど関係機関と協議した上で所要の措置を講ずることを検討

【農業保険業務】

我が国の食料自給率（カロリーベース）は39%（H18）と、20年前（S61）の51%と比べて12ポイント低下しており、穀物自給率（H14:28%）は世界173カ国・地域のうち第124位であり、人口1億人以上の国で最低である。さらに、耕作放棄地が39万ha（H17）と、15年前（H2）の22万haと比べておおむね倍増するなど、我が国の食料安全保障の観点からも危機的状況にあることから、当省としても戦後農政の大転換を図り、農業の基盤強化を強力に進めているところである。また、政府全体としても、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、5年程度を目処に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すこと等について検討を進め、19年秋までに農地改革案をとりまとめることを掲げているところである。

一般的に、農業は、他の業種と比較して、自然条件によるリスクが大きいこと、生産サイクルが長く収益機会が少ない、担保が農地等で特殊であるといった特性から信用力が乏しいため、農業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、農業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。

このような中、信用基金が中核を担う農業保証保険制度は、農業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に農業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、農業者の信用力を補完することで農業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。

その規模については、農協等の金融機関から農業経営のために融資された資金の残高全体約2兆3,616億円のうち、実に約1兆3,340億円（約6割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。

このように、信用基金が行う農業信用保証保険制度の業務は、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。

【債務保証業務、低利預託原資貸付業務、林業寄託業務】

我が国の木材自給率は、昭和44年に50%を切り、平成11年には20%を下回った。その後、我が国の森林資源が戦後造成した人工林を中心に利用可能な状況になりつつあること等から、平成17年には7年ぶりに20%台を回復したものの、依然として低位にとどまっている。また、我が国は、京都議定書における温室効果ガスの6%削減約束の3分の2近く

（3.8%）を森林吸収量で確保する必要があり、京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）の開始が目前に迫る中、地球温暖化防止のためにも間伐等の森林整備を一層推進すべき状況にある。この点では、本年5月に内閣府が行った「森林と生活に関する世論調査」においても、森林に期待する役割として「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」との回答が第1位となっている。

このような状況の下、森林・林業・木材産業施策では、昨年9月8日に閣議決定された森林・林業基本計画において、平成27年の木材供給量を現在と比べ35%増とすることを目標としており、これに伴う資金需要や林業信用保証の需要も大幅に増加することが見込まれている。

また、森林を適切に整備・保全し、緑豊かな国土を未来へ引き継ぐため、「美しい森林づくり推進国民運動」では、今後2012年までの6年間に毎年平均で55万ha、計330万haの間伐の実施等を目標としており、新たな資金需要や林業信用保証の需要が見込まれている。

これらの政策目標を達成するためには、林業者等の経営基盤の強化等を通じた林業・木材産業の再生・活性化が必要であるが、森林は成長に超長期を要する、自然災害の影響を受けやすいといった特質を有し、また、近年の材価の低迷もあり、林業・木材産業の経営基盤は脆弱で信用力も弱い状況にある。

このため、これらに対応して必要となる資金の円滑な融通を図る上で、信用基金の債務保証、低利預託原資貸付、林業寄託の各業務が重要な役割を担っており、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。

【漁業保険業務】

我が国の漁業生産量は、572万トン（H17）とピーク時（S59:1,282万トン）の45%と低下し、魚介類の自給率（重量ベース）は53%（H12～14年）を底に57%（H17）と回復しつつあるが、依然として低位の状況にある。さらに、我が国周辺水域の水産資源の半数以上は低位水準にあり、漁業就業者の減少（経営体：16.3万（H7）→12.5万（H17）、就業者：30.1万人（同）→22.2万人）、高齢化の進行（65歳以上の割合：23%（H7）→36%（H17）等）により生産構造が脆弱化するなど、かつてない情勢の変化が進み、まさに今、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面している。このため、政府は水産基本法に示された基本理念の実現に向け、このような情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定供給を図るとともに、力強い水産業と豊かで活力のある漁村の確立のため新たな「水産基本計画」（平成19年3月20日閣議決定）を策定し水産政策の改革を早急に進めることとしている。

一般的に、漁業は、他の業種と比較して、自然条件によるリスクが大きく生産性が低い、担保が漁船等で特殊であるといった特性から信用力が乏しいため、漁業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、漁業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。

このような中、信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、漁業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に漁業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、漁業者の信用力を補完することで漁業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。

その規模については、漁協等の金融機関から漁業経営のために融資された資金の残高全体約1兆580億円のうち、約2,064億円（約2割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。

このように、信用基金が行う漁業信用保証保険制度の業務は、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。

		【低利預託原資貸付業務】 農業は、食料の安定供給の確保等、国の政策上も極めて重要な役割を果たしているが、我が国農業経営をめぐる状況としては、農業は、農産物価格の低迷や燃油価格の高騰等収益性の観点から厳しい状況にある。 これに加え、WTO交渉の内容によっては、今後、さらに厳しい状況に立たされることになるが、国内農業は、農家人口が減少（基幹的農業従事者：平成2年293万人→平成17年224万人）、高齢化が進行（65歳以上の農業従事者割合：平成2年26.8%→平成17年57.4%）、耕作放棄地が増加（耕作放棄地面積：平成2年22万ha→平成17年39万ha）していることから、意欲と能力のある担い手を育成・確保し、農業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっているところであり、認定農業者数は、現在約23万経営体（H18）であるが、平成27年には33～37万経営体へと大幅に増大させ、担い手の育成・確保を図っていく目標となっている。 このような状況のもと、当該業務により実現している低利の運転資金が農業の担い手の育成・確保という政策上の役割を果たしている。	【低利預託原資貸付業務】 漁業は、食料の安定供給の確保等、国の政策上も極めて重要な役割を果たしているが、我が国漁業経営をめぐる状況としては、漁業は、国際規制の強化や漁獲物の価格の低迷等収益性の観点から厳しい状況にある。 これに加え、燃油価格の高騰は漁業経営を直撃しており、今後、さらに厳しい状況に立たされることになるが、国内漁業は、漁業就業者の減少（経営体：16.3万（H7）→12.5万（H17）、就業者：30.1万人（同）→22.2万人）、高齢化の進行（65歳以上の割合：23%→36%）や漁船の高齢化の進行により生産構造が脆弱化していることから、漁業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっているところであり、本年3月に閣議決定した水産基本計画において、将来にわたって国民への水産物の安定供給を確保するため、効率的かつ安定的な漁業経営体によって、漁業生産の大宗が担われる生産構造について、その展望を示し、零細な経営体が多い漁船漁業の分野を中心に、効率的かつ安定的な経営体数の育成を図り、平成29年度において、効率的かつ安定的な経営体による生産金額を漁船漁業では7割程度、沿岸漁業全体では8割程度まで引き上げ安定的な生産構造の確立を図っていく目標となっている。 このような状況のもと、当該業務は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な低利の短期運転資金を融通するために行う業務であり、金融上のメリット措置を講じ、効率的かつ安定的な経営体の確保を図っており、当該業務により実現している低利の運転資金が効率的かつ安定的な経営体の育成という政策上の役割を果たしている。
		【農業保険業務】 信用基金が中核を担う農業保証保険制度は、農業者の信用力を補完することで農業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化し、農業経営の改善等に必要となる資金の円滑な融通を実現するものである。農業者は、民間金融機関から融資を受ける際に、農業信用基金協会と債務保証契約を結び、農業信用基金協会は、全国的にリスク分散を図るため、信用基金に保険を付する仕組みとなっている。 受益者である農業者は、農業信用基金協会と債務保証契約を結ぶ際に保証料を支払うが、その保証料には、農業信用基金協会と信用基金との間で保険関係が成立する際に支払う保険料が含まれる形になっている。保険料率は、主務大臣の認可を受けて定めることとなっており、制度資金の政策効果の発揮や農業者の負担増加に配慮して政策的に低く設定されている。したがって、民営化は困難である。	【漁業保険業務】 信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、漁業者の信用力を補完することで漁業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化し、漁業経営の改善等に必要となる資金の円滑な融通を実現するものである。漁業者は、民間金融機関から融資を受ける際に、漁業信用基金協会と債務保証契約を結び、漁業信用基金協会は、全国的にリスク分散を図るため、信用基金に保険を付する仕組みとなっている。 受益者である漁業者は、漁業信用基金協会と債務保証契約を結ぶ際に保証料を支払うが、その保証料には、漁業信用基金協会と信用基金との間で保険関係が成立する際に支払う保険料が含まれる形になっている。保険料率は、主務大臣の認可を受けて定めることとなっており、制度資金の政策効果の発揮や漁業者の負担増加に配慮して政策的に低く設定されている。したがって、民営化は困難である。
		【債務保証業務】 林業の債務保証制度は、林業者等が民間金融機関から必要な資金を借り入れる際に、信用基金が債務保証によって信用力を補完することで林業者等に対する民間金融機関からの融資を円滑化し、林業者等が必要とする資金の円滑な融通を実現するものである。 信用基金（設立当時：林業信用基金）は、林業・木材産業独自の信用保証制度として、被保証者である民間事業者が出資する相互扶助的な性格を持った法人として設立されており、直接の受益者である林業者等は、信用基金と債務保証契約を結ぶ際に、保証額に応じて出資金を支払うとともに、保証料を支払うこととなる。 保証料率は主務大臣の認可を受けて定めることとなっているが、林業者等の経営基盤は、小規模・分散的な生産実態等を反映して脆弱で信用力が弱いことから、森林を整備するための資金の融通を受けるために負担すべき通常のコスト（保証料や利子）を林業者が負担するのは困難な状況にあるため、これらは政策的に低く抑えられている。したがって、民営化は困難である。 また、信用基金が行う業務により林業者等に対する資金の融通が促進され、森林が適切に整備されることとなれば、地球温暖化の防止、水源のかん養、山地災害の防止等森林の有する多面的機能の発揮につながり、その受益は国民一般に幅広く及ぶこととなる。	

①

受益と負担との関係
(受益者・負担者の関係、両者の関係)

【低利預託原資貸付業務】

低利預託原資貸付業務は、農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務である。

この制度の仕組みや信用基金から農業信用基金協会への貸付利率等は、国の要綱によって規定されており、政策効果の発揮や農業者の負担増加に配慮して、貸付利率は政策的に低く設定されている。したがって、民営化は困難である。

【低利預託原資貸付業務】

低利預託原資貸付業務は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、合理化計画等の達成に必要な短期運転資金等について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務である。

この制度の仕組みは法令により規定され、信用基金から都道府県への貸付利率については国の通知によって規定されており、その金利は政策的な観点から民間金融機関よりも大幅に低く設定されている。したがって、民営化は困難である。

また、信用基金が行う業務により林業者等に対する資金の融通が促進され、森林が適切に整備されることとなれば、地球温暖化の防止、水源のかん養、山地災害の防止等森林の有する多面的機能の発揮につながり、その受益は国民一般に幅広く及ぶこととなる。

【林業寄託業務】

林業寄託業務は、森林施策規模を集約化した造林の促進等を図るため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対して融資される長期かつ無利子の資金（森林整備活性化資金）の原資を農林公庫に無利子で供給することにより、育成すべき林業経営の経営基盤の強化を図るために必要な資金の融通を実現するものである。

この制度の仕組みは法令により規定されており、寄託する貸付原資は無利子とされている。したがって、民営化は困難である。

また、信用基金が行う業務により林業者に対する資金の融通が促進され、森林が適切に整備されることとなれば、地球温暖化の防止、水源のかん養、山地災害の防止等森林の有する多面的機能の発揮につながり、その受益は国民一般に幅広く及ぶこととなる。

【低利預託原資貸付業務】

低利預託原資貸付業務は、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務である。

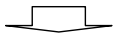
この制度の仕組みや信用基金から漁業信用基金協会への貸付利率等は、国の要綱によって規定されており、政策効果の発揮や漁業者の負担増加に配慮して、貸付利率は政策的に低く設定されている。したがって、民営化は困難である。

	財政支出への依存度 (国費／事業費)	(※18年度ベースで記載した場合) [農業保険業務] 12.8% (受入事業交付金1,044百万円／事業費8,155百万円 (保険事業費)) [低利預託原資貸付業務] 0% (ただし、貸付に充てる財源は全額国庫出資金 (125億円))	(※18年度ベースで記載した場合) [債務保証業務] 26.4% (受入事業交付金584百万円／事業費2,217百万円 (保証事業費)) [低利預託原資貸付業務] 0% (ただし、貸付に充てる財源は全額国庫出資金 (171億円)) [林業寄託業務] 2.0% (受入政府補給金77百万円／事業費3,867百万円 (寄託事業費))	(※18年度ベースで記載した場合) [漁業保険業務] 15.0% (受入事業交付金555百万円／事業費3,707百万円 (保険事業費)) [低利預託原資貸付業務] 0% (ただし、貸付に充てる財源は全額国庫出資金 (60億円))
②	これまでの指摘に対応する措置	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載
③	諸外国における公的主体による 実施状況	[農業保険業務] ・アメリカでは、中央政府が、直接、信用保証制度を実施している。	[債務保証業務] 同左	[漁業保険業務] 同左

	④ 財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	(業務の実績) ・ 農業保険業務について、信用基金が中核を担う農業保証保険制度の規模については、農協等の金融機関から農業経営のために融資された資金の残高全体約2兆3,616億円のうち、実に約1兆3,340億円(約6割)がこの保証保険制度を利用して融資されたものである(H17年度実績)。 信用基金は、国からの出資金474億円(18年度末)及び政府事業交付金10億円(18年度予算)を活用して、4,573億円(18年度)の保険引受を行い、保険価額残高は3兆7,938億円(18年度末)となっている。 ・ 低利預託原資貸付業務については、国からの出資金125億円(18年度末)の活用により、民間金融機関から認定農業者向けの短期運転資金の貸付実績は137億円(18年度末)となっている。 (農業政策上の効果) ・ 国内農業は、農家人口が減少(基幹的農業従事者:平成2年293万人→平成17年224万人)、高齢化が進行(65歳以上の農業従事者割合:平成2年26.8%→平成17年57.4%)、耕作放棄地が増加(耕作放棄地面積:平成2年22万ha→平成17年39万ha)していることから、担い手を育成・確保し、農業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっている中で、信用基金の業務を含む諸施策の実施により、担い手である認定農業者の大幅な増加や経営基盤の強化などの効果が現れている。 ①認定農業者数の増加: H17年度末:200,842人→H18年度末:228,538人 (1年で14%増) ②年間認定農業者増加数: H17年:9,209人 → H18年:27,696人 (1年で301%増) ③認定農業者の経営基盤の強化: ・経営の収益性を示す農業所得率 (農業所得／農業粗収益)の上昇 H13年:29.4% → H17年:33.6% (5年で4.2ポイント上昇) ④経営の安全性を示す自己資本比率 (自己資本／総資本)の上昇 H13年:78.8% → H17年:86.1% (5年で7.3ポイント上昇)	(業務の実績) ・ 債務保証業務については、国からの出資金28億円(18年度末)及び政府事業交付金6億円(18年度予算)を活用して、397億円(18年度)の保証引受を行い、保証残高は413億円(18年度末)となっている。 ・ 低利預託原資貸付業務については、国からの出資金171億円(18年度末)を活用して、林業者等の金利負担を2.8%から1.4%～1.5%まで軽減(17年度:信用基金の保証付に係る貸出金利での比較)。また、その貸付実績は約502億円(18年度ピーク時)となっている。 ・ 林業寄託業務については、国からの出資金222億円(18年度末)及び利子補給金(0.8億円(18年度予算額))を活用して、造林資金で通常の利率である2.0%から0.35%まで軽減(平成19年8月20日現在、森林整備活性化資金の割合が2分の1の場合)。また、森林整備活性化資金の貸付残高は約320億円(18年度速報値)となっている。 (森林・林業・木材産業政策上の効果) ・ 材価の低迷(山元立木価格(スギ):平成7年11,730円/㎡→平成17年3,628円/㎡)、丸太生産(主伐)における高い生産費(日本7.0千円/㎡、スウェーデン1.5千円/㎡(H15))、木材製造業の低い収益性(従業員21～50人の事業所における売上高対総利益率:製造業総平均24.5%、木材製造業平均15.7%(H15))等となっていることから、林業経営基盤の強化や木材の生産・流通の合理化等を図ることが緊急の課題となっている中で、信用基金の業務を含む諸施策の実施により、国産材供給量の増加や間伐実施面積の増加などの効果が現れている。 ①国産材供給量の増加: H14年 1,608万㎡(最低値) → H17年 1,718万㎡ (3年で110万㎡増) ②間伐実施面積の増加: H7年 215千ha → H17年 281千ha (10年で31%増) ③高性能林業機械の導入の促進: H7年 1,243台 → H17年 2,909台 (10年で2.3倍増) ④大規模製材工場からの生産割合: H12年 38.3% → H17年 49.8% (5年で11.5ポイント上昇)	(業務の実績) ・ 漁業保険業務について、信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、その規模については、漁協等の金融機関から漁業経営のために融資された資金の残高全体約1兆580億円のうち、約2,064億円(約2割)がこの保証保険制度を利用して融資されたものである(H17年度実績)。漁業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に漁業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、漁業者の信用力を補完することで漁業者に対する民間金融機関からの融資を促進し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を実現している。 信用基金は、国からの出資金555億円(18年度末)及び政府事業交付金6億円(18年度予算)を活用して、1,064億円(18年度)の保険引受を行い、保険価額残高は1,868億円(18年度末)となっている。 ・ 低利預託原資貸付業務については、国からの出資金60億円(18年度末)の活用により、民間金融機関から認定を受けた漁業者向けの短期運転資金の貸付実績は51億円(18年度末)となっている。 (水産政策上の効果) ・ 国内漁業は、漁業就業者の減少(経営体:16.3万(H7)→12.5万(H17)、就業者:30.1万人(同)→22.2万人)、高齢化の進行(65歳以上の割合:23%→36%)や漁船の高船齢化の進行により生産構造が脆弱化していることから、効率的かつ安定的な漁業経営体を育成・確保し、漁業の経営基盤を強化することが緊急の課題となっている中で信用基金の業務を含む諸政策の実施により、経営改善計画の認定を受けた漁業者の増加や水産物の輸出量が5年間で1.5倍増大するなどの効果が現れている。 ①経営改善計画の認定を受けた漁業者 H14年:67件→H17年:218件 (4年で325%上昇) ②水産物の輸出増大(数量) H13年:31万トン→H17年:47万トン (5年で52%上昇) ③水産物の輸出増大(金額) H13年:1,352億円→H17年:1,748億円 (5年で29%上昇)
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	当該業務は真に不可欠である。	当該業務は真に不可欠である。	当該業務は真に不可欠である。

事務・事業の見直し案（具体的措置）

信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ	同左	同左
（見直し内容） ・モラルハザード防止策の実施  （対応状況） 〔農業保険業務〕 赤字の主な原因となっている負債整理資金（負担軽減支援資金、畜特資金）について、19年4月から前倒しで、部分保証を導入 ・従来100%保証 → 70%までの範囲で保証 ・導入する2資金：農業資金の赤字の約8割	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔債務保証業務〕 20年度から100%保証の対象をより政策性の高いもの（①法定計画認定者に係る資金、②間伐材資金等）に限定 その他の新規・増額保証の引受は、すべて部分保証に移行	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔漁業保険業務〕 20年度から「経営安定資金」について部分保証を導入 ・現在100%保証 → 80%保証とする方向で検討中
（見直し内容） 保険・保証引受時等の審査の厳格化、求償権等の回収促進  （対応状況） 〔農業保険業務〕 ① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施 ・負債整理資金の引受時：1億円 → 5千万円 ・保険金支払時： 「代位弁済実行前」 → 「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更 ② 求償権の回収の促進（サービサー活用の導入）	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔債務保証業務〕 ① 新規・増額保証の対象を正常先又は要注意先に限定（※） ・代位弁済： 25.5億円/年 → 19.9億円/年（22%減） （独法化前（H11～14））（独法化後（H15～18）） ※15年度から実施 ② 求償権の回収の促進 ・求償権回収額： 4.1億円/年 → 4.6億円/年（12%増） （独法化前（H11～14））（独法化後（H15～18）） ・サービサー導入による求償権回収額：2.9億円（H15～18） ③ 都道府県に配置する相談員との情報交換の充実等による審査の厳格化、優良事業体への直接訪問等による優良保証の確保、法的回収手段の活用等による求償権回収の向上に取組中	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔漁業保険業務〕 ① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施 ・借替緊急融資資金の引受時の対象金額を2分の1に引き下げ（例：1億円→5千万円） ・保険金支払時： 「代位弁済実行前」 → 「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更 ② 求償権の回収の促進 ・19年11月から前倒しで、上期の求償権回収実績が一定割合（※）に満たない協会を対象として、個別協議を実施 ※ 直近3年間の全国平均値（上期の回収実績を年間回収見込額で除した値） 16年度～18年度実績：約4割
（見直し内容） 保証料率・保険料率の引上げ  （対応状況） 〔農業保険業務〕 20年度から保険料率の見直しを実施予定 ・資金種類毎等の事故率等を踏まえながら検討中 ・前回（H17）の引上げ幅：7%増 → これを超える引上げを検討中	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔債務保証業務〕 19年10月から前倒しで、保証料の見直しを実施予定 ・平均保証料率0.82% → 1.06%（3割増） ・昨年の見直し時の引上げ幅：2割増を想定 → 3割増に拡大 （従来の見直し時の引上げ幅の最大：2割増）	（見直し内容） 同左  （対応状況） 〔漁業保険業務〕 20年度から保険料率の見直しを実施予定 ・使用漁船区分、資金種類毎の事故率等を踏まえながら検討中

(見直し内容) 低利預託原資貸付について、資金需要を精査し、将来にわたって活用される見込みのない資金は国庫納付するものとし、その納付方法等は関係機関等と十分協議の上、対応  (対応状況) 〔低利預託原資貸付業務〕 認定農業者数の伸び、市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。 ただし、法律上出資金の払戻禁止、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。 (情勢) ・年間認定農業者増加数: H17:9,209人 → H18:27,696人 (301%増) ・短ブラ:18.6末:1.375%→19.6末1.875% (36%増) ・低利預託基金貸付残高: 18.6末1,273百万円→19.6末1,335百万円 (条件改定・手続きの簡素化等) ・19年度から前倒しで、融資機関(信用組合)を追加 ・19年8月から前倒しで資金使途の確認方法の簡素化等 ・20年度から既往借入金の借換えを対象に追加	(見直し内容) 同左  (対応状況) 〔低利預託原資貸付業務〕 国産材供給量の増加傾向、市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。 ただし、法律上出資金の払戻しは禁止されていること、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。 (情勢) ・国産材供給量:H14:1,608万㎡→H17:1,718万㎡ (1割増) ・短ブラ:18.6末1.375%→19.6末1.875% (36%増) ・森林・林業基本計画による国産材供給量の増加 H16:17百万㎡ → H27:23百万㎡ (35%増) (条件改定・手続きの簡素化等) ・18年度末から前倒しで、資金メニューを廃止 9 → 6メニュー (H18末1、19末2メニュー廃止)	(見直し内容) 同左  (対応状況) 〔低利預託原資貸付業務〕 市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。 ただし、法律上出資金の払戻しは禁止されていること、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。 (情勢) ・短ブラ:18.6末:1.375%→19.6末1.875% (36%増) (条件改定・手続きの簡素化等) ・19年度から前倒しで、融資機関(信用組合)を追加 ・19年度から前倒しで資金使途の確認方法の簡素化等 ・20年度から既往借入金の借換えを対象に追加
	(見直し内容) 林業寄託業務の見直し  ① 20年度より、信用基金の業務の縮小を図る観点から、施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を縮減 ・貸付枠:38億円 → 20億円にほぼ半減 ② 20年度より、後年度負担を抑制する観点等から、寄託原資調達の新たな方式を導入 ・民間からの長期借入方式 → 政府の出資方式へ段階的に移行	

(共通事項) (見直し内容) ・情報開示の充実 (対応状況) ホームページによる情報の提供において、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなどの内容の充実を図ったほか、随意契約の公表基準により、締結した契約に係る情報の公表を行った。 今後においても、情報開示の一層の充実へ向けた取組みを行うこととしている。			
(見直し内容) ・中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等 (対応状況) 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとし、必要な準備を進めている。 また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表においてセグメント情報を公表するとともに、評価委員会においても決算情報・セグメント情報による各事業の評価を受けている。			
(見直し内容) ・効率化目標の設定及び総人件費改革 (対応状況) 一般管理費及び事業費（農業・漁業の保険金や農業・農業災害補償に係る貸付事業など効率化目標の設定がなじまないものを除く。）に係る効率化目標については、具体的な水準の目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとし、必要な準備を進めている。 その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、18年度年度計画から、2年間で2％以上とする人件費の削減に取り組んでいるところであり、次期中期目標においても、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを明記することとしている。			
(見直し内容) ・随意契約の見直し (対応状況) 公共調達に関する国の取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）を踏まえ、信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して一般競争の範囲の拡大等を図った。また、随意契約の公表基準を制定し、締結した契約に係る情報を公表した。 また、随意契約について、不断の見直しを行い、業務運営の一層の効率化を図ることとしている。			
(見直し内容) ・資産の有効活用等に係る見直し (対応状況) 農林漁業信用基金の保有する施設については、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、検討を行い必要な見直しを行うものとし、次期中期目標に明記することとしている。			
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善見込額（平成20～24年度） ・部分保証の導入による収支改善：1,313百万円 ・求償権の回収の促進による収支改善：153百万円 ・保険料率の見直しによる収支改善：α百万円		見直しに伴う行政サービス実施コストの改善見込額（平成20～24年度） ・部分保証の拡充による収支改善：56百万円 ・求償権の回収の促進による収支改善：590百万円 ・保証料率の見直しによる収支改善：550百万円	
部分保証の導入による保険金支払の減少、保険料率の見直しによる自己収入の増加等が見込まれること。		部分保証の拡充による代位弁済の減少、保証料率の見直しによる自己収入の増加等が見込まれること。	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善見込額（平成20～24年度） ・部分保証の導入による収支改善：96百万円 ・求償権の回収の促進による収支改善：100百万円 ・保険料率の見直しによる収支改善：α百万円			
部分保証の導入による保険金支払の減少、保険料率の見直しによる自己収入の増加等が見込まれること。			

	民営化の可否		当該業務は民営化することができない。	当該業務は民営化することができない。	当該業務は民営化することができない。
	可	事業性の有無とその理由	－	－	－
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	－	－	－
		民営化に向けた措置	－	－	－
		民営化の時期	－	－	－
(2) 事務・事業の 民営化の検討	否	民営化しない理由	〔農業保険業務〕 我が国の食料自給率（カロリーベース）は39%（H18）と、20年前（S61）の51%と比べて12ポイント低下しており、穀物自給率（H14:28%）は世界173カ国・地域のうち第124位であり、人口1億人以上の国で最低である。さらに、耕作放棄地が39万ha（H17）と、15年前（H2）の22万haと比べておおむね倍増するなど、我が国の食料安全保障の観点からも危機的状況にあることから、当省としても戦後農政の大転換を図り、農業の基盤強化を強力に進めているところである。また、政府全体としても、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、5年程度を目処に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すこと等について検討を進め、19年秋までに農地改革案をとりまとめることを掲げているところである。 一般的に、農業は、他の業種と比較して、自然条件によるリスクが大きいこと、生産サイクルが長く収益機会が少ない、担保が農地等で特殊であるといった特性から信用力が乏しいため、農業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、農業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。 このような中、信用基金が中核を担う農業保証保険制度は、農業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に農業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、農業者の信用力を補完することで農業者に対する民間金融機関からの融資を円滑化している。その規模については、農協等の金融機関から農業経営のために融資された資金の残高全体約2兆3,616億円のうち、実に約1兆3,340億円（約6割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。 このように、農業信用保証保険制度を運営するために信用基金が行っている業務は、公共上の見地から確実に実施される必要がある。 さらに、保険料率も農業者への資金の円滑な融通という政策目的を阻害することがないよう十分配慮して設定する必要があり、収益性に乏しい。また、民営化した場合には、リスクの少ない高収益事業を実現する農業者に保険が集中し、農業者への資金の円滑な融通という政策目的が果たされないことが予想される。 以上により、民営化については、事業性（対価収受可能性）が認めらず、着実な実施が行われないおそれが高い。	〔債務保証業務〕 我が国の木材自給率は、昭和44年に50%を切り、平成11年には20%を下回った。その後、我が国の森林資源が戦後造成した人工林を中心に利用可能な状況になりつつあること等から、平成17年には7年ぶりに20%台を回復したものの、依然として低位にとどまっている。また、我が国は、京都議定書における温室効果ガスの6%削減約束の3分の2近く（3.8%）を森林吸収量で確保する必要がある。京都議定書の第1約束期間（2008年～2012年）の開始が目前に迫る中、地球温暖化防止のためにも間伐等の森林整備を一層推進すべき状況にある。この点では、本年5月に内閣府が行った「森林と生活に関する世論調査」においても、森林に期待する役割として「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」との回答が第1位となっている。 林業・木材産業については、国内の森林資源を利用し供給する産業として健全に発展させることが地球温暖化防止等森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるることとなるが、森林は成長に超長期を要する、自然災害の影響を受けやすいといった特質を有し、また、近年の材価の低迷もあり、林業・木材産業の経営基盤は脆弱で信用力も弱い状況にある。 このような中、信用基金の林業信用保証制度は、林業者等が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に林業者等の債務保証を通じて信用力を補完することで、林業者等に対する民間金融機関からの融資を促進し、林業経営に必要な資金の円滑な融通を実現しており、公共上の見地から確実に実施される必要がある。 さらに、保証料率は林業者等への資金の円滑な融通という政策目的を阻害しないよう十分配慮して設定する必要があり、収益性に乏しい。また、民営化した場合には、そのような配慮がなされた水準での保証料率の設定が不可能となり、林業・木材産業の経営への悪影響、ひいては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮にも支障を来すことが懸念される。 以上により、民営化については、事業性（対価収受可能性）が認めらず、着実な実施が行われないおそれが高い。	〔漁業保険業務〕 我が国の漁業生産量は、572万トン（H17）とピーク時（S59:1,282万トン）の45%と低下し、魚介類の自給率（重量ベース）は53%（H12～14年）を底に57%（H17）と回復しつつあるが、依然として低位の状況にある。さらに、我が国周辺水域の水産資源の半数以上は低位水準にあり、漁業就業者の減少（経営体:16.3万（H7）→12.5万（H17）、就業者:30.1万人（同）→22.2万人）、高齢化の進行（65歳以上の割合:23%（H7）→36%（H17）等）により生産構造が脆弱化するなど、かつてない情勢の変化が進み、まさに今、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面している。このため、政府は水産基本法に示された基本理念の実現に向け、このような情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定供給を図るとともに、力強い水産業と豊かで活力のある漁村の確立のため新たな「水産基本計画」（平成19年3月20日閣議決定）を策定し水産政策の改革を早急に進めることとしている。 一般的に、漁業は、他の業種と比較して、自然条件によるリスクが大きく生産性が低い、担保が漁船等で特殊であるといった特性から信用力が乏しいため、漁業者に対する融資は、完全に市場原理に任せてしまうと、漁業経営に必要な資金が供給されないおそれがある。 このような中、信用基金が中核を担う漁業保証保険制度は、漁業者が民間金融機関から経営に必要な資金を借り入れる際に漁業信用基金協会が保証した債務の保険を通じて、漁業者の信用力を補完することで漁業者に対する民間金融機関からの融資を促進し、漁業経営に必要な資金の円滑な融通を実現している。 その規模については、漁協等の金融機関から漁業経営のために融資された資金の残高全体約1兆580億円のうち、約2,064億円（約2割）がこの保証保険制度を利用して融資されたものである（H17年度実績）。 このように、漁業信用保証保険制度を運営するために信用基金が行っている業務は、公共上の見地から、また、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。 さらに、保険料率も漁業者への資金の円滑な融通という政策目的を阻害することがないよう十分配慮して設定する必要があり、収益性に乏しい。また、民営化した場合には、リスクの少ない高収益事業を実現する漁業者に保険が集中するおそれがある。 以上により、民営化については、事業性（対価収受可能性）が認めらず、着実な実施が行われないおそれが高い。

				[低利預託原資貸付業務] 低利預託原資貸付業務は、民間金融機関に低利で原資供給を行うものであるため、事業性（対価収受可能性）がない。	[低利預託原資貸付業務・林業寄託業務] 低利預託原資貸付業務及び林業寄託業務は、民間金融機関、農林公庫に低利又は無利子で原資供給を行うものであるため、事業性（対価収受可能性）がない。	[低利預託原資貸付業務] 低利預託原資貸付業務は、民間金融機関に低利で原資供給を行うものであるため、事業性（対価収受可能性）がない。
（３） 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業			a 施設の管理・運営、b 研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発、f 検査検定、g 徴収、h その他 官民競争入札等の対象となる事務・事業がない。	a 施設の管理・運営、b 研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発、f 検査検定、g 徴収、h その他 官民競争入札等の対象となる事務・事業がない。	a 施設の管理・運営、b 研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発、f 検査検定、g 徴収、h その他 官民競争入札等の対象となる事務・事業がない。
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		—	—	—
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—	—
			入札実施予定時期	—	—	—
			事業開始予定時期	—	—	—
			契約期間	—	—	—
		否	導入しない理由	—	—	—

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		他の法人への移管等の対象となる事務・事業がない。	他の法人への移管等の対象となる事務・事業がない。	他の法人への移管等の対象となる事務・事業がない。
	移 管	移管の可否		—	—
		可	移管先	—	—
			内容	—	—
			理由	—	—
		否	移管しない理由	—	—
	一 体 的 実 施	一体的実施の可否		—	—
		可	一体的に実施する法人等	—	—
			内容	—	—
			理由	—	—
		否	一体的実施を行わない理由	—	—

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型			政策金融型	
事務・事業名			農業災害補償関係業務	漁業災害補償関係業務
事務・事業の概要			国の基幹的な災害対策である農業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、冷害、台風等により被害を受けた農業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は、被災農業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び保険金支払財源の不足する農業共済団体にに対し資金の貸付を行う。	国の基幹的な災害対策である漁業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、赤潮、台風等により被害を受けた中小漁業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は、被災漁業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び再共済金支払財源の不足する漁業共済団体にに対し資金の貸付を行う。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		—	—
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)			
事務・事業に係る定員（19年度）			10人	4人
(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し	民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体のリスト、人員等)		同種の事業を行う民間事業者はない。	同種の事業を行う民間事業者はない。
	①	廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	[農業災害補償関係業務] 我が国は、気象変化の激しいアジア・モンスーン地域に位置していることから、台風、豪雨、豪雪、津波、冷害などによる災害が発生しやすい国土となっており、また、近年、日本各地で地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と考えられる集中豪雨、台風の大規模化、害虫の生息域の変化、冷夏、猛暑などの異常気象が発生している。なお、農業に被害をもたらす主な災害発生状況は以下のとおりである。 ①毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）、上陸（年平均2.6個）し、また、梅雨の時期には、梅雨前線の活動が活発となって多量の降雨をもたらす、台風や豪雨による災害が頻繁に発生 ②冬季には、シベリア大陸から吹き出す強い寒気の影響により、日本海側の地域に世界でもまれに見る大量の降雪・積雪をもたらす、新潟県を中心とした平成18年豪雪などのような豪雪被害がしばしば発生 ③夏季にオホーツク海高気圧の影響が強まると、北海道・東北地方の太平洋側を中心に冷害になる傾向がある。近年においても、平成5年（米の作況指数74）、平成15年（米の作況指数：全国90、北海道73、東北地方80）の大冷害のような冷害も発生。平成15年では、冷害等による農作物被害は約4,000億円 このような中で、そもそも政府は、自然災害に対して迅速に対応することが基本として求められており、農業については、農家の掛金をもとにした農業災害補償制度を設け、被災農業者の経営安定を図っている。その規模についてみると、平成15年の例では、1,863億円の農業共済金が支払われるなど、非常に大きなものになることもある。	[漁業災害補償関係業務] 我が国は、以前より台風、津波などの自然災害を受けやすい地理的条件を有しており、特に近年においては地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と考えられる、台風、低気圧の大規模化や海洋生態系の変化により以前には見られなかったような漁業被害も発生している。なお、漁業に被害をもたらす主な災害発生状況は以下のとおりである。 ①毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）、上陸（年平均2.6個）するほか、近年では台風並みの低気圧による被害も発生している。 ②産業排水や家庭排水等による沿岸域の富栄養化により、内湾域を中心にしばしば赤潮が発生し、養殖魚介類を中心にへい死等の被害が生じている。年間の赤潮発生件数は近年は100件前後で推移。 ③近年、東シナ海等で発生した大型クラゲが、大量に日本近海に來遊し、定置網等の漁業に多くの被害を与える状態が恒常化しつつあり、平成17年には10万9千件の漁業被害が発生。 このような中で、そもそも政府は、自然災害に対して迅速に対応することが基本として求められており、漁業については、漁業者の掛金をもとにした漁業災害補償制度を設け、被災漁業者の経営安定を図っている。その規模についてみると、平成15年の例では212億円の漁業共済金が支払われるなど、非常に大きなものになることもある。 信用基金による貸付業務は、社会不安を惹起させないよう、迅速な共済金支払いのため、共済金の迅速かつ確実な支払義務を有する共済団体に對して、迅速に低利資金を融通するものであり、漁業災害補償制度と一体不可分なものである。

		信用基金による貸付業務は、社会不安を惹起させないよう、迅速な共済金支払いのため、共済金の迅速かつ確実な支払い義務を有する共済団体に対して、迅速に低利資金を融通するものであり、農業災害補償制度と一体不可分なものである。災害が大規模であればあるほど多額の資金をより迅速に手当てすることが重要となるが、大冷害災害のあった平成15年の例では、その貸付額は513億円（農業共済金の約3割相当）となった。 特に水稲については、国会の場等において年内支払いが要求されることから、過去の例をみても、損害の確定から4～5日のうちに数百億円の共済金を支払わなければならない事態も生じており、このような状況では、民間金融機関と借入についての交渉を行っている余裕はない。仮に、共済金の年内支払いが遅延するような事態となれば、農家が通常行っている年内の資金決済が滞り、政治問題化することは避けられない。 共済団体は、このように低利資金を迅速に確保する必要性があったものの、自然災害の多発・継続の可能性などリスクの高さから、民間金融機関では十分対応できなかったため、共済団体自身が出資して、農業共済基金（信用基金の前身の一つ）を組織したものであり、その財政基盤の強化のため、国はセーフティーネットとしての政策の必要性から一定の出資により支援を行ってきたものである。 このように、共済金支払財源貸付業務が果たしている役割は大きく、廃止することはできない。また、この業務を完全に民間に委ねた場合、巨額に上る資金を迅速に、かつ、確実に低利で確保することは必ずしもできるわけではないと考えられるため、民に完全に委ねられない（民間金融機関に対し、共済団体より数十億円の融資が可能か打診を行ったところ、無担保・無保証等現行の貸付条件での融資は団体の財務内容からみて困難との回答）。	漁業共済事業は対象とするリスクの特異性に加え、加入率の低迷、200海里体制導入等の他律的要因などによる厳しい漁業情勢を反映して、平成18年度末で約380億円に上る多額の累積損失を抱えており、総じて元受共済（漁業共済組合累計で約15億円）、再共済（全国漁業共済組合連合会累計で約56億円）、保険（政府累計で約309億円）の各段階とも、相当の赤字を生じている状況にある。 漁業共済団体が多額の累積損失を抱える中で、民間金融機関から信用基金と同等の無担保、無保証により迅速かつ安定的な融資を受けることは困難であり、民間金融機関からの不確実な調達を前提とした場合、国の災害対策の基幹である漁業災害補償制度そのものの根幹をゆるがしかねない。 共済団体は、低利資金を迅速に確保する必要性があったものの、自然災害の多発・継続の可能性などリスクの高さから、民間金融機関では十分対応できなかったため、共済団体自身が出資して、漁業共済基金（信用基金の前身の一つ）を組織したものであり、その財政基盤の強化のため、国はセーフティーネットとしての政策の必要性から一定の出資により支援を行ってきたものである。 このように、共済金支払財源貸付業務が果たしている役割は、大きく、廃止することはできない。また、この業務を完全に民間に委ねた場合、巨額に上る資金を迅速に、かつ、確実に低利で確保することは必ずしもできるわけではないと考えられるため、民に完全に委ねられない（民間金融機関に対し、共済団体より数十億円の融資が可能か打診を行ったところ、無担保・無保証等現行の貸付条件での融資は団体の財務内容からみて困難との回答）。
		[農業災害補償関係業務] 主要業務 農業災害補償関係業務は、農業共済団体が行う共済事業等の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金等の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付等の業務を行うものであり、信用基金の主要な業務である。	[漁業災害補償関係業務] 主要業務 漁業災害補償関係業務は、漁業共済団体が行う共済事業等の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金等の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、資金の貸付等の業務を行うものであり、信用基金の主要な業務である。

②

事務・事業の位置づけ
(主要な事務・事業との関連)

本業務に充てるために拠出された資本金は56億円(18年度末)である。

最近5年間の新規貸付額は532億円(15年度)から16億円(18年度)と災害の状況により大きく変動している。

・独立行政法人農林漁業信用基金法
(信用基金の目的)

第3条 略

2 信用基金は、前項に規定するもののほか、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

・農業災害補償法

第142条の8 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る保険金又は共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 農業共済組合連合会又は組合等が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け

本業務に充てるために拠出された資本金は58億円(18年度末)である。

最近5年間の平均貸付額は135億円で、台風等の災害の多かった16年度がピークで172億円である。

・独立行政法人農林漁業信用基金法
(信用基金の目的)

第3条 略

2 信用基金は、前項に規定するもののほか、農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。

・漁業災害補償法

第196条の3 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、漁業共済団体が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業の健全な運営に資するため、これらの事業に係る共済金又は再共済金の支払に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 出資者たる漁業共済団体が共済金又は再共済金の支払に関して必要とする資金の貸付け

事業開始からの継続年数

55年(昭和27年から実施)

42年(昭和39年から実施)

[農業災害補償関係業務]

国の基幹的な災害対策である農業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、風水害、冷害等により被害を受けた農業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を目的とする公的保険制度であり、昭和22年に発足した。

しかし同制度の発足当時、風水害等の頻発により農業共済組合連合会の事業不足金が累積し、民間金融機関からの融資が極めて難航し、保険金の支払に重大な支障が生じたことから、当該保険金の支払を円滑にすることを目的に農業災害補償関係業務の前身である農業共済基金が、国と連合会の出資金を貸付財源として昭和27年に設立された。

同基金の貸付業務は、農業災害補償制度の改正等に合わせて次のような見直しを行ってきた。

① 貸付先の拡大

基金設立以来、県段階の連合会を貸付対象としていたが、昭和46年度には、農業共済団体の要請を受け、市町村段階の農業共済組合等にも貸付対象を拡大した。

② 貸付対象となる農業共済事業の拡大

農業災害補償制度の対象となる農業共済事業が、昭和48年(果樹共済)、昭和55年(畑作物共済、園芸施設共済)に拡大されたことに対応し、貸付対象となる農業共済事業を拡大した。

以上の見直しにより貸付業務が充実強化されたため、平成5年の未曾有の大冷害や平成15年(冷害)、平成16年(過去最多の10個の台風上陸)等の大災害年においても、支払財源に不足した農業共済団体は、水稻共済金の年内支払いなど、被災農業者への共済金支払を早期に実施することができた。

[漁業災害補償関係業務]

国の基幹的な災害対策である漁業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、風水害、赤潮、需給バランスの悪化による収入減等により被害を受けた中小漁業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を目的とする公的保険制度であり、昭和39年に発足した。

同基金の貸付業務は、漁業災害補償制度の収支悪化に伴い次の見直しを行った。

① 昭和50年代に入ると諸外国の200海里漁業専管水域の導入による漁場の締め出し、異常赤潮による養殖魚の大量斃死等異常な共済事故が相次ぎ当基金の貸付額も増大し、また漁業共済団体財務状況も悪化し事業不足資金が多額に生じたため、本来短期の資金繰り資金の貸付が主体だったが、業務方法書を改正し昭和57年に70億円、昭和61年に57億円の無利息の長期貸付を漁業共済団体に行い、漁業共済団体の財務改善を支援してきている。

② 近年、漁業災害補償制度の改正は、平成14年度に行われ、共済範囲の拡大等が改正されている。今後の制度改正においても共済範囲の拡大が要望されており、共済事故が起こった場合多額の共済金の支払いが予想される。このため同基金では、多額の資金需要に対応出来るよう融資体制の強化に努めている。

③

これまでの見直し内容

[行革推進法に基づく18年度の見直しの概要]

(見直し内容)

・共済団体等に対する貸付については、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹すること、民間融資が活用されるよう情報開示等に努める



(対応状況)

19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うとともに、全銀協を通して民間金融機関へ民間融資の活用について周知を図っていくなど、周知徹底を励行

・1月17日 都道府県農業災害補償制度関係担当者会議
1月18日 農業共済組合連合会等総務・指導担当者会議

1月18日 連合会総務指導担当者会議

2月15日 全国参事会議

4月18日 都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議

4月19日 農業共済組合連合会等全国参事会議

7月13日 全国参事会議

・農業共済団体の資金需要の動向

H17: 民間借入割合61.3% → H18: 64.0%へと民間割合が増加

H19.1～7の民間借入: 23億円

(見直し内容)

農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて、農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討

[行革推進法に基づく18年度の見直しの概要]

(見直し内容)

・共済団体等に対する貸付については、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹すること、民間融資が活用されるよう情報開示等に努める



(対応状況)

19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うなど、周知徹底を励行

2月1日 都道府県漁業共済事業担当者等会議

4月24日 漁業共済全国会議

6月29日 全国漁業共済組合連合会通常総会

(見直し内容)

農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて、農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討

④	国の重点施策との整合性	[農業災害補償関係業務] 我が国は、気象変化の激しいアジア・モンスーン地域に位置していることから、台風、豪雨、豪雪、津波、冷害などによる災害が発生しやすい国土となっており、また、近年、日本各地で地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と考えられる集中豪雨、台風の大型化、害虫の生息域の変化、冷夏、猛暑などの異常気象が発生している。なお、農業に被害をもたらす主な災害発生状況は以下のとおりである。 ①毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）、上陸（年平均2.6個）し、また、梅雨の時期には、梅雨前線の活動が活発となって多量の降雨をもたらし、台風や豪雨による災害が頻繁に発生 ②冬季には、シベリア大陸から吹き出す強い寒気の影響により、日本海側の地域に世界でもまれに見る大量の降雪・積雪をもたらし、新潟県を中心とした平成18年豪雪などのような豪雪被害がしばしば発生 ③夏季にオホーツク海高気圧の影響が強まると、北海道・東北地方の太平洋側を中心に冷害になる傾向がある。近年においても、平成5年（米の作況指数74）、平成15年（米の作況指数：全国90、北海道73、東北地方80）の大冷害のような冷害も発生。平成15年では、冷害等による農作物被害は約4,000億円 このような中で、そもそも政府は、自然災害に対して迅速に対応することが基本として求められており、農業については、農家の掛金をもとにした農業災害補償制度を設け、被災農業者の経営安定を図っている。その規模についてみると、平成15年の例では、1,863億円の農業共済金が支払われるなど、非常に大きなものになることもある。 信用基金による貸付業務は、社会不安を惹起させないよう、迅速な共済金支払いのため、共済金の迅速かつ確実な支払い義務を有する共済団体に対して、迅速に低利資金を融通するものであり、農業災害補償制度と一体不可分なものである。災害が大規模であればあるほど多額の資金をより迅速に手当てすることが重要となるが、大冷害災害のあった平成15年の例では、その貸付額は513億円（農業共済金の約3割相当）となった。 特に水稲については、国会の場等において年内支払いが要求されることから、過去の例をみても、損害の確定から4～5日のうちに数百億円の共済金を支払わなければならない事態も生じており、このような状況では、民間金融機関と借入についての交渉を行っている余裕はない。仮に、共済金の年内支払いが遅延するような事態となれば、農家が通常行っている年内の資金決済が滞り、政治問題化することは避けられない。 このように、信用基金が行っている業務は、国の災害対策の基幹である農業災害補償制度の実施主体である農業共済団体が円滑に共済金を支払うためのセーフティネットとしての役割を担っており、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。	[漁業災害補償関係業務] 我が国は、以前より台風、津波などの自然災害を受けやすい地理的条件を有しており、特に近年においては地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と考えられる、台風、低気圧の大型化や海洋生態系の変化により以前には見られなかったような漁業被害も発生している。なお、漁業に被害をもたらす主な災害発生状況は以下のとおりである。 ①毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）、上陸（年平均2.6個）するほか、近年では台風並みの低気圧による被害も発生している。 ②産業排水や家庭排水等による沿岸域の富栄養化により、内湾域を中心にしばしば赤潮が発生し、養殖魚介類を中心にへい死等の被害が生じている。年間の赤潮発生件数は近年は100件前後で推移。 ③近年、東シナ海等で発生した大型クラゲが、大量に日本近海に来遊し、定置網等の漁業に多くの被害を与える状態が恒常化しつつあり、平成17年には10万9千件の漁業被害が発生。 このような中で、そもそも政府は、自然災害に対して迅速に対応することが基本として求められており、漁業については、漁業者の掛金をもとにした漁業災害補償制度を設け、被災漁業者の経営安定を図っている。その規模についてみると、平成15年の例では212億円の漁業共済金が支払われるなど、非常に大きなものになることもある。 信用基金による貸付業務は、社会不安を惹起させないよう、迅速な共済金支払いのため、共済金の迅速かつ確実な支払義務を有する共済団体に対して、迅速に低利資金を融通するものであり、漁業災害補償制度と一体不可分なものである。 漁業共済事業は対象とするリスクの特異性に加え、加入率の低迷、200海里体制導入等の他律的要因などによる厳しい漁業情勢を反映して、平成18年度末で約380億円に上る多額の累積損失を抱えており、総じて元受共済（漁業共済組合累計で約15億円）、再共済（全国漁業共済組合連合会累計で約56億円）、保険（政府累計で約309億円）の各段階とも、相当の赤字を生じている状況にある。 漁業共済団体が多額の累積損失を抱える中で、民間金融機関から信用基金と同等の無担保、無保証により迅速かつ安定的な融資を受けることは困難であり、民間金融機関からの不確実な調達を前提とした場合、国の災害対策の基幹である漁業災害補償制度そのものの根幹をゆるがしかねない。 このように、信用基金が行っている業務は、国の災害対策の基幹である漁業災害補償制度の実施主体である漁業共済団体が円滑に共済金を支払うためのセーフティネットとしての役割を担っており、国の重点施策遂行の観点から確実に実施される必要がある。
---	-------------	---	---

	①	受益と負担との関係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	[農業災害補償関係業務] 本業務は、農業災害補償制度のセーフティネットとして、被災農業者へ支払う共済金及び保険金財源の不足する農業共済団体に対して、必要な資金の全額を迅速、低利、かつ無担保、無保証で貸付を行うものであるため、直接的な受益者である農業共済団体は借入金利を負担するが、最終的な受益者である被災農業者についても農業共済団体に対し賦課金を負担している。 本業務は、過年度の出資金を貸付財源として、経常的な財政支出に依存することなく、農業共済団体へ低利で貸付を行っているが、これを民間に委ねた場合、金利面で厳しい条件を課される可能性が大きく、増加する金利負担は最終的には農業者に転嫁され、政治問題化するおそれがある。したがって、民営化は困難である。	[漁業災害補償関係業務] 本業務は、漁業災害補償制度のセーフティネットとして、被災漁業者へ支払う共済金及び再共済金財源の不足する漁業共済団体に対して、必要な資金の全額を迅速、低利、かつ無担保、無保証で貸付を行うものであるため、直接的な受益者である漁業共済団体は借入金利を負担するが、最終的な受益者である被災漁業者についても漁業共済団体に対し賦課金を負担している。 本業務は、過年度の出資金を貸付財源として、経常的な財政支出に依存することなく、漁業共済団体へ低利で貸付を行っているが、これを民間に委ねた場合、金利面で厳しい条件を課される可能性が大きく、増加する金利負担は最終的には漁業者に転嫁され、政治問題化するおそれがある。従って、民営化は困難である。
		財政支出への依存度 (国費／事業費)	(※) 18年度ベースで記載した場合 0% (国費0百万円／事業費1,817百万円) (ただし、貸付に充てる財源のうち政府出資金38億円(総額の68%))	(※) 18年度ベースで記載した場合 0% (国費0百万円／事業費19,293百万円) (ただし、政府、地方公共団体の出資金43億円(総額の74%))
	②	これまでの指摘に対応する措置	別紙 1 に記載	別紙 1 に記載
	③	諸外国における公的主体による 実施状況	我が国の農業災害補償制度に類似した公的な農業保険制度は、アメリカ、カナダをはじめ多くの国で実施されており、安定的な農業経営を確保する上で不可欠な政策手法と位置付けられている。	我が国の漁業災害補償制度に類似した公的な漁業保険制度は、アメリカ、カナダをはじめいくつかの国で実施されており、安定的な漁業経営を確保する上で不可欠な政策手法と位置付けられている。
	④	財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)	(業務の実績) 本業務は、経常的な財政支出に依存することなく、国からの出資金(38億円)等を貸付財源として活用することにより、平成5年(500億円)、平成15年(532億円)、平成16年(83億円)等の貸付を実施した。 (農業政策上の効果) 上記の大災害時においても、農業共済団体の不足額の全額を迅速、低利で貸付け、被災農業者の強い要望である水稲共済金の年内支払等を可能とするなど経営安定に多大な効果を挙げている。	(業務の実績) 本業務は、経常的な財政支出に依存することなく、国等からの出資金(43億円)等を貸付財源として活用することにより、直近5ヵ年の平均貸付額135億円、ピーク時の貸付残高109億円の貸付を実施した。 (漁業政策上の効果) 漁業共済団体の不足額の全額を迅速、低利で貸付け、被災漁業者への共済金の早期支払を可能とするなど経営安定に多大な効果を挙げている。
		事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	当該業務は真に不可欠である。	当該業務は真に不可欠である。

事務・事業の見直し案（具体的措置）	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ	同左
	（見直し内容） ・共済団体等に対する貸付については、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹すること、民間融資が活用されるよう情報開示等に努める。  （対応状況） 19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うとともに、全銀協を通して民間金融機関へ民間融資の活用について周知を図っていくなど、周知徹底を励行 ・1月17日 都道府県農業災害補償制度関係担当者会議 1月18日 農業共済組合連合会等総務・指導担当者会議 1月18日 連合会総務指導担当者会議 2月15日 全国参事会議 4月18日 都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議 4月19日 農業共済組合連合会等全国参事会議 7月13日 全国参事会議 ・農業共済団体の資金需要の動向 H17:民間借入割合61.3% → H18:64.0%へと民間割合が増加 H19.1～7の民間借入:23億円	（見直し内容） 同左  （対応状況） 19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を実施 2月1日 都道府県漁業共済事業担当者等会議 4月24日 漁業共済全国会議 6月29日 全国漁業共済組合連合会通常総会
	（見直し内容） 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて、農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討  （対応状況） 20年度末までに検討することとされている国の特別会計の統合の検討状況を踏まえながら、両部署の統合を検討し、国の特別会計の統合に併せて両部署の統合を実施する予定	（見直し内容） 同左  （対応状況） 同左
	（見直し内容） 情報開示の充実  （対応状況） ホームページによる情報の提供において、より分かりやすく農林漁業信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなどの内容の充実を図ったほか、随意契約の公表基準により、締結した契約に係る情報の公表を行った。 今後においても、情報開示の一層の充実へ向けた取組みを行うこととしている。	
	（見直し内容） 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等 	

	(対応状況) 適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとし、必要な準備を進めている。 また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表においてセグメント情報を公表するとともに、評価委員会においても決算情報・セグメント情報による各事業の評価を受けている。		
	(見直し内容) 効率化目標の設定及び総人件費改革  (対応状況) 一般管理費及び事業費（農業・漁業の保険金や農業・農業災害補償に係る貸付事業など効率化目標の設定がなじまないものを除く。）に係る効率化目標については、具体的な水準の目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとし、必要な準備を進めている。 その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、18年度年度計画から、2年間で2%以上とする人件費の削減に取り組んでいるところであり、次期中期目標においても、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを明記することとしている。		
	(見直し内容) 随意契約の見直し  (対応状況) 公共調達に関する国の取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）を踏まえ、農林漁業信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して一般競争の範囲の拡大等を図った。また、随意契約の公表基準を制定し、締結した契約に係る情報を公表した。 また、随意契約について、不断の見直しを行い、業務運営の一層の効率化を図ることとしている。		
	(見直し内容) 資産の有効活用等に係る見直し  (対応状況) 農林漁業信用基金の保有する施設については、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、検討を行い必要な見直しを行うものとし、次期中期目標に明記することとしている。		
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	<table><tr><td>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：43百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）</td><td>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：26百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）</td></tr></table>	見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：43百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）	見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：26百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：43百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）	見直しに伴う行政サービス実施コストの改善額（平成20～24年度） ・国の特別会計の統合に併せて農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合による人件費の削減額：26百万円（20年度期首から1割の人員削減を実施した場合）		
理由	<table><tr><td>両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。</td><td>両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。</td></tr></table>	両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。	両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。
両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。	両部署の統合による一般管理費の減少が見込まれること。		

(2)
事務・事業の
民営化の検討

民営化の可否		当該業務は民営化することができない。	当該業務は民営化することができない。
可	事業性の有無とその理由	—	—
	民営化を前提とした規制の可能性・内容	—	—
	民営化に向けた措置	—	
	民営化の時期	—	—
否	民営化しない理由	〔農業災害補償関係業務〕 我が国は、気象変化の激しいアジア・モンスーン地域に位置していることから、台風、豪雨、豪雪、津波、冷害などによる災害が発生しやすい国土となっており、また、近年、日本各地で地球温暖化やエルニーニョ現象の影響と考えられる集中豪雨、台風の大規模化、害虫の生息域の変化、冷夏、猛暑などの異常気象が発生している。なお、農業に被害をもたらす主な災害発生状況は以下のとおりである。 ①毎年数個の台風が接近（年平均10.8個）、上陸（年平均2.6個）し、また、梅雨の時期には、梅雨前線の活動が活発となって多量の降雨をもたらし、台風や豪雨による災害が頻繁に発生 ②冬季には、シベリア大陸から吹き出す強い寒気の影響により、日本海側の地域に世界でもまれに見る大量の降雪・積雪をもたらす、新潟県を中心とした平成18年豪雪などのような豪雪被害がしばしば発生 ③夏季にオホーツク海高気圧の影響が強まると、北海道・東北地方の太平洋側を中心に冷害になる傾向がある。近年においても、平成5年（米の作況指数74）、平成15年（米の作況指数：全国90、北海道73、東北地方80）の大冷害のような冷害も発生。平成15年では、冷害等による農作物被害は約4,000億円 このような中で、そもそも政府は、自然災害に対して迅速に対応することが基本として求められており、農業については、農家の掛金をもとにした農業災害補償制度を設け、被災農業者の経営安定を図っている。その規模についてみると、平成15年の例では、1,863億円の農業共済金が支払われるなど、非常に大きなものになることもある。 信用基金による貸付業務は、社会不安を惹起させないよう、迅速な共済金支払いのため、共済金の迅速かつ確実な支払い義務を有する共済団体に対して、迅速に低利資金を融通するものであり、農業災害補償制度と一体不可分なものである。 農業共済事業は対象とするリスクの特異性に加え、加入率の低迷、200海里体制導入等の他律的要因などによる厳しい漁業情勢を反映して、平成18年度末で約380億円に上る多額の累積損失を抱えており、総じて元受共済（漁業共済組合累計で約15億円）、再共済（全国漁業共済組合連合会累計で約56億円）、保険（政府累計で約309億円）の各段階とも、相当の赤字を生じている状況にある。 漁業共済団体が多額の累積損失を抱える中で、民間金融機関から信用基金と同等の無担保、無保証により迅速かつ安定的な融資を受けることは困難であり、民間金融機関からの不確実な調達を前提とした場合、国の災害対策の基幹である漁業災害補償制度そのものの根幹をゆががしかねない。 共済団体は、低利資金を迅速に確保する必要性があったものの、自然災害の多発・継続の可能性などリスクの	

				共済団体は、このように低利資金を迅速に確保する必要性があったものの、自然災害の多発・継続の可能性などリスクの高さから、民間金融機関では十分対応できなかったため、共済団体自身が出資して、農業共済基金（信用基金の前身の一つ）を組織したものであり、その財政基盤の強化のため、国はセーフティーネットとしての政策の必要性から一定の出資により支援を行ってきたものである。 このように、共済金支払財源貸付業務が果たしている役割は大きく、廃止することはできない。また、この業務を完全に民間に委ねた場合、巨額に上る資金を迅速に、かつ、確実に低利で確保することは必ずしもできるわけではないと考えられるため、民に完全に委ねられない（民間金融機関に対し、共済団体より数十億円の融資が可能か打診を行ったところ、無担保・無保証等現行の貸付条件での融資は団体の財務内容からみて困難との回答）。 このため、国の基幹的な災害対策である農業災害補償制度の円滑な実施を確保するためには、本業務を民営化することができない。	高さから、民間金融機関では十分対応できなかったため、共済団体自身が出資して、漁業共済基金（信用基金の前身の一つ）を組織したものであり、その財政基盤の強化のため、国はセーフティーネットとしての政策の必要性から一定の出資により支援を行ってきたものである。 このように、共済金支払財源貸付業務が果たしている役割は、大きく、廃止することはできない。また、この業務を完全に民間に委ねた場合、巨額に上る資金を迅速に、かつ、確実に低利で確保することは必ずしもできるわけではないと考えられるため、民に完全に委ねられない（民間金融機関に対し、共済団体より数十億円の融資が可能か打診を行ったところ、無担保・無保証等現行の貸付条件での融資は団体の財務内容からみて困難との回答）。 このため、国の基幹的な災害対策である漁業災害補償制度の円滑な実施を確保するためには、本業務を民営化することができない。
(3) 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業			a 施設の管理・運営、b 研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発、f 検査検定、g 徴収、h その他 官民競争入札等の対象となる事務・事業がない。	a 施設の管理・運営、b 研修、c 国家試験等、d 相談、e 広報・普及啓発、f 検査検定、g 徴収、h その他 官民競争入札等の対象となる事務・事業がない。
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否		—	—
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—
			入札実施予定時期	—	—
			事業開始予定時期	—	—
			契約期間	—	—
		否	導入しない理由	—	—

(4) 他の法人への 移管・一体的 実施	対象となる事務・事業の内容		他の法人への移管等の対象となる事務・事業がない。	他の法人への移管等の対象となる事務・事業がない。	
	移 管	移管の可否		－	－
		可	移管先	－	－
			内容	－	－
			理由	－	－
		否	移管しない理由	－	－
	一 体 的 実 施	一体的実施の可否		－	－
		可	一体的に実施する法人等	－	－
			内容	－	－
			理由	－	－
		否	一体的実施を行わない理由	－	－

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否	すでに非公務員化されている。
	理由	—
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)	20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえながら、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討し、国の特別会計の統合に併せて両部署の統合を実施することとしている。
	理由	国において20年度末までに農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合が検討されていることを踏まえ、業務運営の効率化の観点から行う必要があるため。

2. 運営の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	①給与水準、人件費の情報公開の状況		独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)(平成15年9月9日総務省通知)に基づき、給与水準、人件費の情報を公開している。
	役職員の給与等の対国家公務員指数(在職地域、学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数)		(18年度) 対国家公務員指数:121.4 在職地域:全員が東京に在職 学歴構成:大卒割合71.3% 在職地域・学歴構成によるラスパイレス指数:104.6
		人件費総額の削減状況	これまで、中期計画に基づき、人件費を含む一般管理費の削減を計画的に進めてきている。さらに、平成18年度から、国家公務員の給与構造改革と同様の給与構造改革に取り組んでおり、国の地域手当に相当する特別都市手当を国に比べ抑制するなど独自の取組も行い、更なる給与水準の抑制に努めているところ。(18年度の人件費総額の削減状況は、対前年度の給与・報酬等支給総額で2.8%減となっている。(中期目標では18年度以降2年間で削減目標を2%としている。))
	②一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	中期計画において中期目標期間中に14年度比で、事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)について5%以上、一般管理費について13%以上削減するという目標を設定している。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	効率化目標の設定について次期中期目標に向けて検討中。
	③民間委託による経費節減の取組内容		すでに外部委託が可能な給与計算事務及び社会保険事務を外部に委託している。
	④情報通信技術による業務運営の効率化の状況		各部門共通の会計システム、農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務システムの適切な運用を実施している。今後について更なる業務運営の効率性の向上を図る。
	情報公開の現状		随意契約の限度額については、既に国と同基準で実施しているところであり、さらに国と同様に、限度額を超える随意契約についてホームページで公表している。
	見直しの方向		現在、公共調達の適正化に向けて一般競争等の導入を進めているところであり、平成18年度にすでに一部の契約について随意契約から一般競争入札に変更。今後も契約の内容を精査した上で、さらに一般競争入札等の導入を検討。
	関連法人	名称	関連法人はない。
		契約額	—
		うち随意契約額(%)	—
		当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	—

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	名称	あずさ監査法人	(株) 日本ソフトウェアテクノロジー	(株) 大塚商会	(株) 富士通ビジネスシステム
	契約額	12,128千円	6,022千円	5,964千円	4,968千円
	うち随意契約額 (%)	100%	100%	0%	100%
	当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	0人	0人	0人	0人
	名称	(株) ニイウス金融エンジニアリング・グループ	(財) 日本システム開発研究所	(株) 東京商工リサーチ	合計
	契約額	4,095千円	2,436千円	2,312千円	37,924千円
	うち随意契約額 (%)	100%	100%	100%	84.3%
	当該法人への再就職者（随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数）	0人	0人	0人	0人
(3) 随意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて（依頼）」（平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡）に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載				

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標の明確化	現状	事業費及び一般管理費の削減率、林業信用保証業務における代位弁済率、農業及び漁業信用保険業務における事故率について、中期目標において定量的な指標として設定されている。
	今後の取組方針	次期中期目標においてさらに定量的な指標を設定するよう検討中。
(2) 国民による意見の活用	現状	アンケートの実施、会議の開催等を通じて利用者の意見を定期的に聴取することとしている。
	今後の取組方針	引き続き広く意見を聴取することとし、これを業務運営に反映することとしている。
(3) 業務運営の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	法令や諸規程、会計規程等が遵守されるよう、内部監査規程に基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査計画に従い、内部監査によるチェックを行った。また、内部監査の一層の充実を図るため、担当職員の監査能力向上のための研修に参加した。さらに、評価・点検委員会を設置し、評価結果を適切に業務運営に反映させた。また、職員の能力の向上を図るため、各種研修を実施した。
	今後の取組方針	契約事務のより一層の適正化を図るため、契約審査委員会を設置するとともに、今後とも適正かつ効率的な事業運営の確保に向けて、コンプライアンス委員会を設置するなどガバナンスを充実するための取組を実施することとしている。

(4) 管理会計を活用した運営の自立化・効率化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	財務諸表において開示すべきセグメント情報を公表するとともに、評価委員会においてセグメント情報により各事業の評価を受けている。	
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	セグメント単位に財務諸表を作成し収支を把握している。	
	今後の取組方針	今後ともセグメント単位での収支管理を行いながら、適正かつ効率的な事業運営を確保する。	
(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容	財源	金額
	共同研究資金	なし	
	利用料	保険料収入、保証料収入及び貸付金利息	(18年度実績) 保険料収入: 4, 297百万円 保証料収入: 344百万円 貸付金利息: 152百万円
	寄付金	なし	
	知的財産権	なし	
	その他	なし	
	計		4, 793百万円
	見直し案	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ	
		(見直し内容) ・保証料率・保険料率の引上げ 	
		(対応状況) 【農業保険業務】 20年度から保険料率の見直しを実施予定 ・資金種類毎等の事故率等を踏まえながら検討中 ・前回(H17)の引上げ幅: 7%増 → これを超える引上げを検討中 【債務保証業務】 19年10月から前倒しで、保証料の見直しを実施予定 ・平均保証料率0.82% → 1.06% (3割増) 昨年の見直し時の引上げ幅: 2割増を想定 → 3割増に拡大 (従来の見直し時の引上げ幅の最大: 2割増) 【漁業保険業務】 20年度から保険料率の見直しを実施予定 ・使用漁船区分、資金種類毎の事故率等を踏まえながら検討中	

(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	ホームページにおける情報の提供については、より分かりやすく信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなど、内容の充実を行った。また、保証引受等の情報・データを取りまとめた冊子等の内容の充実を図った。
	今後改善を予定している点	今後さらなる情報公開に向け、ホームページのリニューアルや冊子等の内容の充実に向けて検討中。
その他		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し (2) これまでの指摘に対応する措置

府省名	農林水産省・財務省
-----	-----------

法人名	事業類型（区分）	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置）	
				内容（指摘を受けた年度）	指摘主体	番号	内容（対応年度）
独立行政法人農林 漁業信用基金	政策金融型	農業信用保険業務 漁業信用保険業務	平成18年度	農業・漁業信用基金協会が農業者・漁業者に対して保証割合100%で実施している債務保証については、当面、保険収支の悪化の原因となっている資金について部分保証の導入を図り、さらに、モラルハザード防止の観点から、他の資金についても、農業者・漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を農協等が負担する方式）を活用するなどモラルハザードの防止対策を総合的に検討する（18年度）。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会 等	① ②	農業・漁業信用基金協会が農業者・漁業者に対して保証割合100%で実施している債務保証のうち、保険収支の悪化の原因となっている一部の資金について、農業信用保険業務では19年4月から部分保証を導入（19年度）し、漁業信用保険業務では20年度から部分保証を導入することとしている（20年度）。 また、モラルハザード防止の観点から、他の資金についても、農業者・漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を農協等が負担する方式）を活用するなどモラルハザードの防止対策を総合的に検討するとともに、20年度からの次期中期目標に、引き続きモラルハザードの防止対策について検討することを明記することとしている。
	政策金融型	農業信用保険業務 漁業信用保険業務	平成18年度	保険引受け・保険金支払審査時においては、農林漁業信用基金と農業・漁業信用基金協会との事前協議の徹底と保険金の支払に伴う債権の回収納付の促進を図る（18年度）。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	①	農業信用保険業務については、保険引受け・保険金請求時の審査の厳格化として、保険引受・保険金請求に係る事前協議の対象範囲の拡大（負債整理資金：1億円以上→5千万円以上）を図る（19年度）とともに、求償権回収の強化方策としてサービサー活用を導入した（18年度）。 漁業信用保険業務については、保険引受け、保険金請求時の審査の厳格化として、保険引受・保険金請求に係る事前協議の対象範囲の拡大（借替緊急融資資金：1億円以上→5千万円以上）を図るとともに、求償権回収方策として求償権回収実績の低い協会に対する個別協議の実施を措置した（19年度）。

政策金融型	農業信用保険業務 漁業信用保険業務	平成18年度	制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、保険料率の引上げなどの見直しを図る(18年度)。 本業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、引き続き検討を行うものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会 等	②	制度資金の政策目的の実現を視野に入れ、併せて、できる限り、民と同様、収支相償の原則を基本としつつ、農業信用保険業務・漁業信用保険業務のいずれについても20年度において保険料率の引上げを実施することとしている(20年度)。
政策金融型	林業信用保証業務	平成18年度	林業債務保証業務については、保証料率の見直し、審査の厳格化、優良保証の確保及び求償権回収の向上を図るために具体的かつ実効性のある措置を講ずるものとするほか、保証割合を100%とする債務保証の対象については、国として行う政策の必要性等を検証して、より政策的必要性の高いものに限定し、その他のものは部分保証へ移行するとともに、この見直しと併せ、メニューの統合等を図るものとする。 なお、林業債務保証業務においては、林業・木材産業は産業自体が低迷していること、財務体質の脆弱な事業者が多数を占めていること等により、債務保証先の相当部分が正常先以外の相手方となっている状況にかんがみ、次期中期目標期間内に、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について抜本的な見直しを行うものとする。 (18年度)	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会 等	②	林業債務保証業務については、19年10月から前倒して、長期的に保証収支が均衡するよう、保証料率を引上げ。(平均保証料率0.82%→1.06%(3割増)(従来の見直し時の最大引上げ幅:2割増) また、都道府県に配置する相談員との情報交換の充実等による審査の厳格化、優良事業者への直接訪問等による優良保証の確保、法的回収手段の活用等による求償権回収の向上に取組中 さらに、20年度から、100%保証の対象をより政策的性の高い①法定計画認定者に係る資金、②間伐材資金等に限定。 なお、債務保証先の財務状況のフォローアップの見直しについては、次期中期目標に明記するとともに、現在、20年度から実施するための具体的方策を検討中。

政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務	平成18年度	認定農業者に対する農協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、農協等への預託を行う農業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間12から13億円と、125億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、認定農業者の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。 林業経営改善計画等の認定を受けた林業者等に対する融資機関からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、融資機関への資金供給の事業を行う都道府県に対して貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間81から96億円と、171億円の貸付原資に対しその活用状況が低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から、将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた事業の重点化を図る観点から、資金メニューの一部廃止も含めた事業の見直しを行うものとする。 漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対する漁協等からの資金の貸付利率の引下げを図るための貸付原資として、農林漁業信用基金が、漁協等への預託を行う漁業信用基金協会に貸し付けている資金については、本法人が独立行政法人となった平成15年度以降の貸付額が年間6から8億円と、60億円の貸付原資に対しその活用状況が極めて低調である。現行法上、出資者に対する持分の払戻しは禁止されているが、国の財政に寄与する観点から将来にわたって活用される見込みのない資金については、関係機関等と協議の上、国庫に納付するものとする。 また、本資金については、借受者のニーズを踏まえ、意欲のある漁業経営体の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直しを行うものとする。 (18年度)	政策評価・独立行政法人評価委員会 等	②	低利預託原資貸付業務については、今後の資金の貸付金利動向を踏まえるとともに、認定農業者の育成目標等も見据えた資金需要を精査することとし、この精査の結果、将来にわたって活用される見込みのない資金については、国庫に納付するものとし、その納付方法等については、現行法上、出資者に対する持分の払戻しが禁止されていることもあり、関係機関等と十分協議の上対応することとしている(20年度)。 また、低利預託原資貸付業務により農協等から貸し付けられる各資金については、以下により見直しを行うこととしている(20年度)。 ① 農業経営改善促進資金については、借受者のニーズを踏まえ、認定農業者の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直し。 ② 木材産業等高度化推進資金については、資金メニューの一部廃止(18年度末、19年度末に実施)も含めた事業の見直し。 ③ 漁業経営改善促進資金については、借受者のニーズを踏まえ、意欲のある漁業経営体の育成に真に効果的なものか検証し、必要な見直し。
-------	----------------------------------	--------	--	--------------------	---	---

政策金融型	林業信用保証業務	平成18年度	林業寄託業務のための出資金222億円については、すべて農林漁業金融公庫(平成20年度において、新政策金融機関に統合)に対する寄託に回っているとともに、新規貸付分に係る寄託原資については、農林漁業信用基金が民間から調達し、その返済利子について利子補給を受けており、間接的な手法で業務を行っている。本業務については、森林整備活性化資金に関する既往の閣議決定等を踏まえつつ、農林漁業信用基金の業務の縮小を図る観点から、現行の寄託方式以外の新たな方式が可能かなど関係機関と協議した上で所要の措置を講ずることを検討するものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会 等	②	信用基金の業務の縮小を図る観点から、施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を縮減。(貸付枠を38億円→20億円にほぼ半減) 後年度負担を抑制する観点から、寄託原資調達の新たな方式を導入(民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行)することとしている(20年度)。
政策金融型	農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務については、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る観点から、民間による融資を促すための積極的な情報開示や共済団体等への周知・指導を徹底するものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	①	19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うなど、周知徹底を励行した(18年度)。
政策金融型	農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて検討することとされている農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合の検討に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	②	農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合に併せて、農林漁業信用基金の農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合について検討するとともに、次期中期目標に、引き続き両部署の統合について検討することを明記する。 また、両部署の統合の検討に当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。
政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務 農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	農林漁業信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で開示するなど情報開示の充実を促進するものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	① ②	ホームページによる情報の提供において、より分かりやすく農林漁業信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなどの内容の充実を図ったほか、随意契約の公表基準により、締結した契約に係る情報の公表を行った(18年度)。 今後においても、情報開示の一層の充実へ向けた取り組みを行うこととしている。

政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務 農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。 その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。 また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、農林漁業信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。 (18年度)	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	① ②	適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとし、必要な準備を進めている。 また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表においてセグメント情報を公表するとともに、評価委員会においても決算情報・セグメント情報による各事業の評価を受けている(18年度)。
政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務 農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。 その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。 (18年度)	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	① ②	一般管理費及び事業費(農業・漁業の保険金や農業・漁業災害補償に係る貸付事業など効率化目標の設定がなじまないものを除く。)に係る効率化目標については、具体的な水準の目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとし、必要な準備を進めている。 その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、18年度年度計画から、2年間で2%以上とする人件費の削減に取り組んでいるところであり、次期中期目標においても、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを明記することとしている。
政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務 農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組(「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする(18年度)。	政策評価・ 独立行政法 人評価委員 会	① ②	公共調達に関する国の取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)を踏まえ、農林漁業信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して一般競争の範囲の拡大等を図った。また、随意契約の公表基準を制定し、締結した契約に係る情報を公表した(18年度)。 また、随意契約について、不断の見直しを行い、業務運営の一層の効率化を図ることとしている。

	政策金融型	農業信用保険業務 林業信用保証業務 漁業信用保険業務 農業災害補償関係業務 漁業災害補償関係業務	平成18年度	農林漁業信用基金の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする（18年度）。	政策評価・独立行政法人評価委員会	②	農林漁業信用基金の保有する施設については、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、検討を行い必要な見直しを行うものとし、次期中期目標に明記することとしている。
--	-------	--	--------	---	------------------	---	---

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「**「勧告の方向性」**における指摘事項の措置状況（平成19年8月現在）」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

独立行政法人の整理合理化案

3.資産債務型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		府省名	農林水産省・財務省
資産との関連を有する事務・事業の名称		農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務		
資産との関連を有する事務・事業の内容		<農業信用保険業務> [農業保険業務] 農業者が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、農業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び農業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 [低利預託原資貸付業務] 農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務 <林業信用保証業務> [債務保証業務] 林業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際の債務保証を行う業務 [低利預託原資貸付業務] 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、合理化計画等の達成に必要な短期運転資金等について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務 [林業寄託業務] 森林施業規模を集約化した造林の促進等を図るため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対して融資される長期かつ無利子の資金（森林整備活性化資金）の原資を農林公庫に無利子で供給する業務 <漁業信用保険業務> [漁業保険業務] 中小漁業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び漁業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 [低利預託原資貸付業務] 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務 <農業災害補償関係業務> 国の基幹的な災害対策である農業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、冷害、台風等により被害を受けた農業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は被災農業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び保険金支払財源の不足する農業共済団体に対し資金の貸付を行う。 <漁業災害補償関係業務> 国の基幹的な災害対策である漁業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、赤潮、台風等により被害を受けた中小漁業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は、被災漁業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び再共済金支払財源の不足する漁業共済団体に対し資金の貸付を行う。		
国からの財政支出額		2,595,741	支出予算額	
対19年度当初予算増減額		1,419,327	対19年度当初予算増減額	
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等		○ 実物資産については、別紙3参照。 ○ 信用基金が保有する金融資産、積立金については、保証・保険業務における保険金等の支払財源として有価証券等で保有しているものと、基金協会や共済団体等に対する貸付金となっている。いずれも出資金等を原資として、法令等に基づき管理しているものであり、引き続き、適正に管理するものとする。		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その①)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その②)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その③)

[illegible]

実 物 資 産 の 処 分 に 係 わ る 具 体 的 措 置 (そ の ④)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省
No.	1	施設名	事務所	用 途	1 (事務所)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設の売却等の予定はない。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 (1) 信用基金は、保証・保険業務等を実施する中央機関として、金融機関等関係団体と日常的に頻発な協議、打ち合せを行っており、引き続き緊密な連携強化を図るためにも現在地において業務を行う必要がある。 (2) 仮に、事務所を売却しても代替として再度事務所を手当する必要がある。					

実 物 資 産 の 処 分 に 係 る 具 体 的 措 置 (そ の ④)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省
No.	2	施設名	職員用宿舍 (みどり寮)	用 途	8 (職員用宿舍)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設の売却等の予定はない。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 職員の福利厚生の一環として職員宿舍を保有している。この資産の売却については、居住者への代替住居の借り上げ費用等が発生するため、売却することよりも中長期的にみれば、保有し続けた方が合理的である。					

実 物 資 産 の 処 分 に 係 る 具 体 的 措 置 (そ の ④)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省
No.	3	施設名	職員用宿舍 (成城宿舍)	用 途	8 (職員用宿舍)
☐ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 当該施設の売却等の予定はない。					
☐ 売却する場合、売却予定時期 :					
☐ 自らの保有が必要不可欠な理由 職員の福利厚生の一環として職員宿舍を保有している。この資産の売却については、居住者への代替住居の借り上げ費用等が発生するため、売却することよりも中長期的にみれば、保有し続けた方が合理的である。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その①)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金			府省名	農林水産省・財務省			
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)								
○	A	合 計	:	175,137 百万円	〔	内 貸付金	:	40,814 百万円
						内 割賦債権	:	- 百万円
	B	現金及び預金	:	9,017 百万円				
	C	有価証券	:	44,350 百万円				
	D	受取手形	:	- 百万円		内 貸付金	:	- 百万円
	E	売掛金	:	- 百万円		内 割賦債権	:	- 百万円
	F	投資有価証券	:	80,956 百万円				
	G	関係会社①	:	- 百万円		… 関係会社株式		
	H	関係会社②	:	- 百万円		… その他の関係会社有価証券		
	I	長期貸付金①	:	40,814 百万円		… J・K以外の長期貸付金		
	J	長期貸付金②	:	- 百万円		… 役員又は職員に対するもの		
	K	長期貸付金③	:	- 百万円		… 関係法人に対するもの		
	L	破綻債権等	:	- 百万円	〔	内 貸付金	:	- 百万円
						内 割賦債権	:	- 百万円
	M	積立金	:	8,771 百万円				
	N	出資金	:	205,236 百万円				

金融資産の処分に係わる具体的措置(その②)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 業務の性格上、受取手形及び売掛金は発生しない。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 不良化している債権はない。			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 長期貸付金は、農漁業保証保険制度の一環として、代位弁済による農漁業信用基金協会の保証能力の低下を防ぐとともに迅速な代位弁済を実行することにより農漁業者の信用補完を適切に行わせるため、農漁業信用基金協会に対し、国の出資金を原資に保証業務の状況に応じて貸し付けているものであるため、当該貸付金債権を第三者に売却することや証券化することはできない。			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 過大と考えられる金融資産はない。			

独立行政法人の整理合理化案

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		府省名	農林水産省・財務省
事務・事業の名称	農業信用保険業務			
国からの財政支出額	770,455	支出予算額		
対19年度当初予算増減額	670,455	対19年度当初予算増減額		
平成18年度新規分	[農業保険業務] ・保険引受額 457,262,087 ・代弁財源貸付額 20,074,950 [低利預託原資貸付業務] ・貸付額 1,229,072	平成18年度末残高(利子補給については実績額)	[農業保険業務] ・保険残高 3,793,757,974 ・代弁財源貸付金残高 49,642,540 [低利預託原資貸付業務] ・貸付金残高 1,224,197	
事務・事業の内容	[農業保険業務] 農業者が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、農業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び農業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 [低利預託原資貸付業務] 農業経営基盤強化促進法等に基づく認定農業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務			
	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ			
	〈見直し内容〉 ・モラルハザード防止の実施 ↓ 〈対応状況〉 [農業保険業務] 赤字の主な原因となっている負債整理資金(負担軽減支援資金、畜特資金)について、19年4月から前倒しで部分保証を導入 ・従来100%保証 → 70%までの範囲で保証 ・導入する2資金：農業資金の赤字の約8割			
	〈見直し内容〉 保険・保証引受時等の審査の厳格化、求償権等の回収促進 ↓ 〈対応状況〉 [農業保険業務] ① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施 ・負債整理資金の引受時：1億円 → 5千万円 ・保険金支払時：「代位弁済実行前」→「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更 ② 求償権の回収の促進[サービサー活用の導入]			

事務・事業の改廃に係る具
体的措置（又は見直しの方
向性）

〔見直し内容〕

保証料率・保険料率の引上げ



〔対応状況〕

〔農業保険業務〕

20年度から保険料率の見直しを実施予定

・資金種類毎等の事故率等を踏まえながら検討中

・前回（H17）の引上げ幅：7%増 → これを超える引上げを検討中

〔見直し内容〕

低利預託原資貸付について、資金需要を精査し、将来にわたって活用される見込みのない資金は国庫納付するものとし、その納付方法等は関係機関等と十分協議の上、対応



〔対応状況〕

〔低利預託原資貸付業務〕

認定農業者数の伸び、市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。

ただし、法律上出資金の払戻しは禁止されていること、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。

〔情勢〕

・認定農業者増加数：H17 9,209人 → H18 27,696人（301%増）

・短プラ：18.6末 1.375% → 19.6末 1.875%（36%増）

・低利預託基金貸付残高：18.6末 1,273百万円 → 19.6末 1,335百万円

〔条件改定・手続きの簡素化等〕

・19年度から前倒しで、融資機関（信用組合）を追加

・19年8月から前倒しで資金使途の確認方法の簡素化等

・20年度から既往借入金の借換えを対象に追加

〔共通事項〕

〔見直し内容〕

情報開示の充実



〔対応状況〕

ホームページによる情報の提供において、より分かりやすく農林漁業信用基金の業務内容等が提供できるよう、説明文や図表を追加するなどの内容の充実を図ったほか、随意契約の公表基準により、締結した契約に係る情報の公表を行った。

今後においても、情報開示の一層の充実へ向けた取組みを行うこととしている。

〔見直し内容〕

中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等



〔対応状況〕

適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における農林漁業信用基金の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、農林漁業信用基金が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとし、必要な準備を進めている。

また、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表においてセグメント情報を公表するとともに、評価委員会においても決算情報・セグメント情報による各事業の評価を受けている。

	(見直し内容) 効率化目標の設定及び総人件費改革 ↓ (対応状況) 一般管理費及び事業費(農業・漁業の保険金や農業・農業災害補償に係る貸付事業など効率化目標の設定がなじまないものを除く。)に係る効率化目標については、具体的な水準の目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとし、必要な準備を進めている。 その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づき、18年度年度計画から、2年間で2%以上とする人件費の削減に取り組んでいるところであり、次期中期目標においても、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを明記することとしている。
	(見直し内容) 随意契約の見直し ↓ (対応状況) 公共調達に関する国の取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)を踏まえ、農林漁業信用基金における契約事務の適正執行を図るため、会計規程等を改正し、指名競争を廃止して一般競争の範囲の拡大等を図った。また、随意契約の公表基準を制定し、締結した契約に係る情報を公表した。 また、随意契約について、不断の見直しを行い、業務運営の一層の効率化を図ることとしている。
	(見直し内容) 資産の有効活用等に係る見直し ↓ (対応状況) 農林漁業信用基金の保有する施設については、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、検討を行い必要な見直しを行うものとし、次期中期目標に明記することとしている。
事務・事業について上記措置を講ずる理由	○ 農業保険業務については、被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善を図る必要があるため。 ○ 低利預託原資貸付業務については、資金のニーズ等を踏まえた見直しを行う必要があるため。 ○ その他、情報開示の充実、業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化等を図る必要があるため。

独立行政法人の整理合理化案	
6.政策金融型	(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	府省名	農林水産省・財務省
-----	----------------	-----	-----------

事務・事業の名称	林業信用保証業務
----------	----------

国からの財政支出額	1,396,550	支出予算額	
対19年度当初予算増減額	748,872	対19年度当初予算増減額	

平成18年度新規分	〔債務保証業務〕 ・保証引受額	39,714,346	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	〔債務保証業務〕 ・保証残高	41,315,454
	〔低利預託原資貸付業務〕 ・貸付額	6,249,658		〔低利預託原資貸付業務〕 ・貸付金残高	2,118,749
	〔林業寄託業務〕 ・寄託額	3,790,000		〔林業寄託業務〕 ・寄託金残高	32,050,725

事務・事業の内容	〔債務保証業務〕 林業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際の債務保証を行う業務 〔低利預託原資貸付業務〕 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法に基づく合理化計画等の認定を受けた林業者等に対し、合理化計画等の達成に必要な短期運転資金等について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務 〔林業寄託業務〕 森林施業規模を集約化した造林の促進等を図るため、林業経営改善計画の認定を受けた林業者に対して融資される長期かつ無利子の資金（森林整備活性化資金）の原資を農林公庫に無利子で供給する業務
-----------------	--

事務・事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ												
	〈見直し内容〉 ・モラルハザード防止策の実施 〈対応状況〉 〔債務保証業務〕 20年度から100%保証の対象をより政策性の高いもの（①法定計画認定者に係る資金、②間伐材資金等）に限定 その他の新規・増額保証の引受は、すべて部分保証に移行												
	〈見直し内容〉 保険・保証引受時等の審査の厳格化、求償権等の回収促進 〈対応状況〉 〔債務保証業務〕 ① 新規・増額保証の対象を正常先又は要注意先に限定（※） <table border="0"> <tr> <td>・代位弁済額：25.5億円／年</td> <td>→</td> <td>19.9億円／年（22%減）</td> </tr> <tr> <td>(独法化前（H11～14）)</td> <td></td> <td>(独法化後（H15～18）)</td> </tr> </table> ※15年度から実施 ② 求償権の回収の促進 <table border="0"> <tr> <td>・求償権回収額：4.1億円／年</td> <td>→</td> <td>4.6億円／年（12%増）</td> </tr> <tr> <td>(独法化前（H11～14）)</td> <td></td> <td>(独法化後（H15～18）)</td> </tr> </table> ・サービサー導入による求償権回収額：2.9億円（H15～18） ③ 都道府県に配置する相談員との情報交換の充実等による審査の厳格化、優良事業体への直接訪問等による優良保証の確保、法的回収手段の活用等による求償権回収の向上に取組中	・代位弁済額：25.5億円／年	→	19.9億円／年（22%減）	(独法化前（H11～14）)		(独法化後（H15～18）)	・求償権回収額：4.1億円／年	→	4.6億円／年（12%増）	(独法化前（H11～14）)		(独法化後（H15～18）)
	・代位弁済額：25.5億円／年	→	19.9億円／年（22%減）										
(独法化前（H11～14）)		(独法化後（H15～18）)											
・求償権回収額：4.1億円／年	→	4.6億円／年（12%増）											
(独法化前（H11～14）)		(独法化後（H15～18）)											

	(見直し内容) 保証料率・保険料率の引上げ  (対応状況) 〔債務保証業務〕 19年10月から前倒して、保証料率の見直しを実施予定 ・平均保証料率 0.82% → 1.06% (3割増) 昨年の見直し時: 2割増を想定 → 3割増に拡大 (従来の見直し時の引上げ幅の最大 : 2割増) (見直し内容) 低利預託原資貸付について、資金需要を精査し、将来にわたって活用される見込みのない資金は国庫納付するものとし、その納付方法等は関係機関等と十分協議の上、対応  (対応状況) 〔低利預託原資貸付業務〕 国産材供給量の増加傾向、市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。 ただし、法律上出資金の払戻しは禁止されていること、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。 (情勢) ・国産材供給量 : H14 1,608万m³ → H17 1,718万m³ (1割増) ・短ブラ : 18.6末 1.375% → 19.6末 1.875% (36%増) ・森林・林業基本計画による国産材供給量の増加 : H16 17百万m³ → H27 23百万m³ (35%増) (条件改定・手続きの簡素化等) ・18年度末から前倒して、資金メニューを廃止 9 → 6メニュー (H18末1、19末2メニュー廃止) (見直し内容) 林業寄託業務の見直し  (対応状況) 〔林業寄託業務〕 ① 20年度より、信用基金の業務の縮小を図る観点等から、施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を縮減 ・貸付枠 : 38億円 → 20億円にほぼ半減 ② 20年度より、後年度負担を抑制する観点から、寄託原資調達の新たな方式を導入 ・民間からの長期借入方式 → 政府の出資方式へ段階的に移行 (共通事項) 農業信用保険業務に同じ
事務・事業について上記措置を講ずる理由	○ 債務保証業務については、被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善を図る必要があるため。 ○ 低利預託原資貸付業務については、資金のニーズ等を踏まえた見直しを行う必要があるため。 ○ 林業寄託業務については、厳しい状況にある森林整備の推進に向けて引き続き実施する必要があるものの、信用基金の業務の縮小を図るとともに、民間からの長期借入に伴う利子補給による政府の後年度負担の抑制等を図る必要があるため。 ○ その他、情報開示の充実、業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化等を図る必要があるため。

独立行政法人の整理合理化案

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		府省名	農林水産省・財務省
事務・事業の名称	漁業信用保険業務			
国からの財政支出額	428,736	支出予算額		
対19年度当初予算増減額	0	対19年度当初予算増減額		
平成18年度新規分	[漁業保険業務] ・保険引受額 106,375,644 ・代弁財源貸付額 19,461,400 [低利預託原資貸付業務] ・貸付額 579,527	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	[漁業保険業務] ・保険残高 186,750,947 ・代弁財源貸付金残高 27,787,600 [低利預託原資貸付業務] ・貸付金残高 579,527	
事務・事業の内容	[漁業保険業務] 中小漁業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際に、漁業信用基金協会が行う債務保証についての保険及び漁業信用基金協会に対する代位弁済財源の貸付を行う業務 [低利預託原資貸付業務] 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、経営改善計画の達成に必要な短期運転資金について貸付を行う民間金融機関の融資利率の軽減を図るための低利原資を供給する業務			
	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ			
	〈見直し内容〉 ・モラルハザード防止策の実施			
	〈対応状況〉 [漁業保険業務] 20年度から「経営安定資金」について部分保証を導入 ・従来100%保証 → 80%保証とする方向で検討中			
	〈見直し内容〉 保険・保証引受時等の審査の厳格化、求償権等の回収促進			
	〈対応状況〉 [漁業保険業務] ① 19年4月から前倒しで、基金協会との事前協議の対象範囲拡大等を実施済み ・借替緊急融資資金の引受時の対象金額を2分の1に引下げ(例:1億円 → 5千万円) ・保険金支払時:「代位弁済実行前」→「基金協会が代位弁済の可能性が高いと判断したとき」に前広に変更 ② 求償権の回収の促進 ・19年11月から前倒しで、上期の求償権回収実績が一定割合(※)に満たない協会を対象として、個別協議を実施 ※ 直近3年間の全国平均値(上期の回収実績額を年間回収見込額で除した値) 16年度～18年度実績:約4割			

事務・事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方 向性）	〔見直し内容〕 保証料率・保険料率の引上げ  〔対応状況〕 〔漁業保険業務〕 20年度から保険料率の見直しを実施予定 ・使用漁船区分、資金種類毎等の事故率を踏まえながら検討中 〔見直し内容〕 低利預託原資貸付について、資金需要を精査し、将来にわたって活用される見込みのない資金は国庫納付するものとし、その納付方法等は関係機関等と十分協議の上、対応  〔対応状況〕 〔低利預託原資貸付業務〕 市中金利の上昇、条件改定・手続きの簡素化等を踏まえて資金需要の精査を行うとともに、納付方法等について検討の上、関係機関等と十分協議の上対応する。 ただし、法律上出資金の払戻しは禁止されていること、出資金の一部を不要として禁止規定の例外を設けた前例がないなど難しい問題がある。 〔情勢〕 ・短ブラ：18.6末 1.375% → 19.6末 1.875% (36%増) 〔条件改定・手続きの簡素化等〕 ・19年度から前倒しで、融資機関（信用組合）を追加 ・19年度から前倒しで資金使途の確認方法の簡素化等 ・20年度から既往借入金の借換えを対象に追加 〔共通事項〕 農業信用保険業務に同じ
事務・事業について上記措置を講ずる理由	○ 漁業保険業務については、被債務保証者等のモラルハザードの防止及び債務保証等業務の収支の改善を図る必要があるため。 ○ 低利預託原資貸付業務については、資金のニーズ等を踏まえた見直しを行う必要があるため。 ○ その他、情報開示の充実、業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化等を図る必要があるため。

独立行政法人の整理合理化案

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		府省名	農林水産省
事務・事業の名称	農業災害補償関係業務			
国からの財政支出額	—	支出予算額		
対19年度当初予算増減額	—	対19年度当初予算増減額		
平成18年度新規分	貸付額 1,726,955	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	貸付金残高 1,585,130	
事務・事業の内容	国の基幹的な災害対策である農業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、冷害、台風等により被害を受けた農業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は、被災農業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び保険金支払財源の不足する農業共済団体に対し資金の貸付を行う。			
事務・事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）	信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ			
	(見直し内容) ・共済団体等に対する貸付については、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹すること、民間融資が活用されるよう情報開示等に努める。			
				
	(対応状況) 19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うとともに、全銀協を通して民間金融機関へ民間融資の活用について周知を図っていくなど、周知徹底を励行 ・1月17日 都道府県農業災害補償制度関係担当者会議 1月18日 農業共済組合連合会等総務・指導担当者会議 1月18日 連合会総務指導担当者会議 2月15日 全国参事会議 4月18日 都道府県農業災害補償制度関係主管課長会議 4月19日 農業共済組合連合会等全国参事会議 7月13日 全国参事会議 ・農業共済団体の資金需要の動向 H17：民間借入割合 61.3% → H18 64.0%へと民間割合が増加 H19.1～7の民間借入：23億円			
				
事務・事業について上記措置を講ずる理由	(見直し内容) 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済特別会計の統合に併せて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討			
				
	(対応状況) 20年度末までに検討することとされている国の特別会計の統合の検討状況を踏まえながら、両部署の統合を検討し、国の特別会計の統合に併せて両部署の統合を実施する予定			
〔共通事項〕 農業信用保険業務に同じ				
事務・事業について上記措置を講ずる理由	○ 農業災害補償関係業務は、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る必要があるため。			
	○ 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済特別会計の統合に併せて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討する必要があるため。			
	○ その他、情報開示の充実、業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化等を図る必要があるため。			

独立行政法人の整理合理化案

6.政策金融型

(単位:千円)

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金		府省名	農林水産省
事務・事業の名称		漁業災害補償関係業務		
国からの財政支出額		—	支出予算額	
対19年度当初予算増減額		—	対19年度当初予算増減額	
平成18年度新規分		貸付金 9,311,354	平成18年度末残高（利子補給については実績額）	貸付金残高 7,550,160
事務・事業の内容		国の基幹的な災害対策である漁業災害補償制度は、保険の仕組みを活用し、赤潮、台風等により被害を受けた中小漁業者の損失を補填し、再生産と経営の安定を図る制度である。 信用基金は、被災漁業者への共済金の早期かつ円滑な支払を支援するため、共済金及び再共済金支払財源の不足する漁業共済団体に対し資金の貸付を行う。		
事務・事業の改廃に係る具体的措置（又は見直しの方向性）		信用基金については、昨年12月24日に、行政減量・効率化有識者会議の指摘を踏まえた「勧告の方向性」に即した見直しを行革推進本部の議を経て決定しており、以下のとおり、できる限り19年度から前倒しするなどその着実な実施を図っているところ		
		（見直し内容） ・共済団体等に対する貸付については、セーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹すること、民間融資が活用されるよう情報開示等に努める。 ↓		
		（対応状況） 19年1月以降、共済団体の全国会議等の場において、数次にわたり民間融資の活用及びセーフティーネットとしての信用基金の役割について周知・指導を行うなど、周知徹底を励行 ・2月 1日 都道府県漁業共済事業担当者等会議 4月24日 漁業共済全国会議 6月29日 全国漁業共済連合会通常総会		
		（見直し内容） 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済特別会計の統合に併せて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討 ↓ （対応状況） 20年度末までに検討することとされている国の特別会計の統合の検討状況を踏まえながら、両部署の統合を検討し、国の特別会計の統合に併せて両部署の統合を実施する予定		
		【共通事項】 農業信用保険業務に同じ		
事務・事業について上記措置を講ずる理由		○ 漁業災害補償関係業務は、共済団体等への融資業務が民間からの貸付が困難な場合のセーフティーネットとしての性格を有することを踏まえ、原則として民業補完に徹し、民間による融資の積極的活用を図る必要があるため。 ○ 農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済特別会計の統合に併せて、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合を検討する必要があるため。 ○ その他、情報開示の充実、業務の重点化や効率化に向けた取組みの明確化等を図る必要があるため。		